

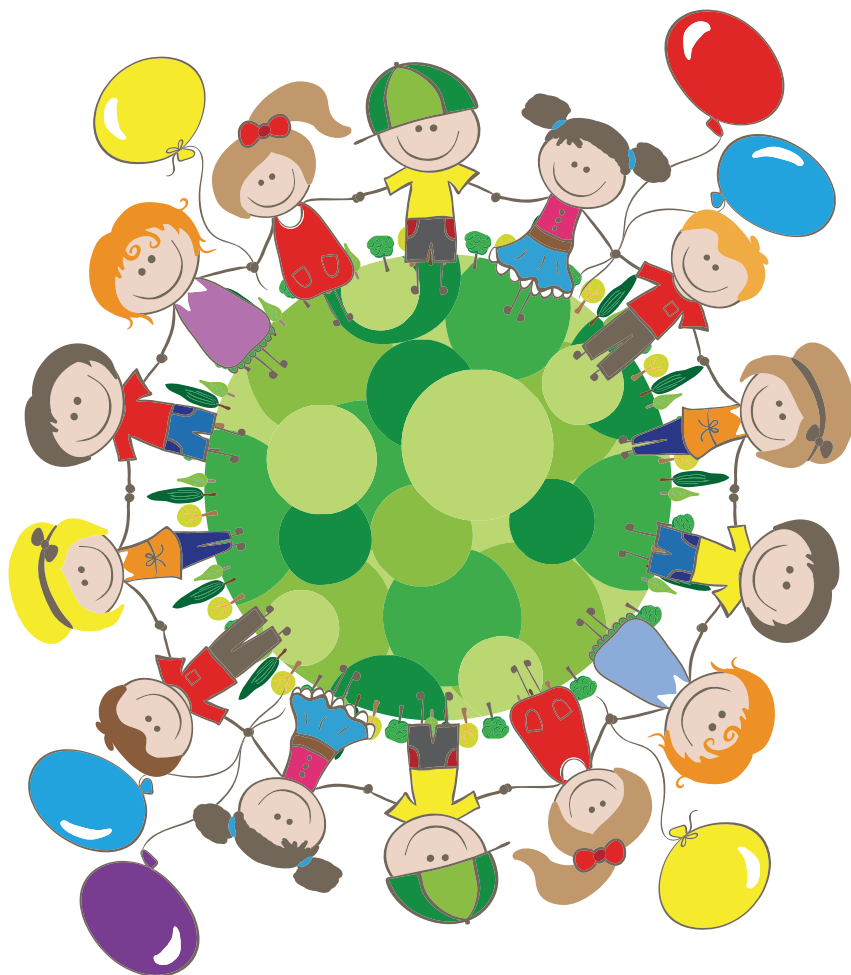
外国人集住都市会議 東京2014

～すべての人が互いに尊重し、共に支え合う地域社会をめざして～

TOKYO

府省庁資料

2014



主催／外国人集住都市会議

【群馬県】伊勢崎市・太田市・大泉町

【長野県】上田市・飯田市

【岐阜県】大垣市・美濃加茂市

【静岡県】浜松市・富士市・磐田市・掛川市・袋井市・湖西市・菊川市

【愛知県】豊橋市・豊田市・小牧市

【三重県】津市・四日市市・鈴鹿市・亀山市・伊賀市

【滋賀県】長浜市・甲賀市・愛荘町

【岡山県】総社市

後援／多文化共生推進協議会

（群馬県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県
名古屋市が多文化共生社会づくりを推進するために
設置した協議会です。）

一般財団法人自治体国際化協会

外国人集住都市会議 東京 2014

府省庁資料

内閣府	1
総務省	11
外務省	20
文部科学省	28
厚生労働省	34
文化庁	36



外国人集住都市会議 東京2014

「日系定住外国人施策の推進について」

内閣府定住外国人施策推進室
平成26年11月10日(月)

日系定住外国人施策の推進について

日系定住外国人について

平成26年3月 日系定住外国人施策推進会議

- ブラジルやペルーなどの日系人の子孫(2世、3世)は、「定住者」の在留資格等で、日本に在留が認められている。
 - 昭和63年以降急増、平成20年秋以降の経済危機により、日本語能力の問題などから、再就職が困難となり生活困難に陥る者が増加
- ※ ブラジル国籍者数 H20末 約31.3万人 →H25.6 約18.6万人

基本指針、行動計画のとりまとめ(平成22、23年)

- 平成22年8月 「日系定住外国人施策に関する基本指針」
- 平成23年3月 「日系定住外国人施策に関する行動計画」
～行動計画は平成25年度まで～
→平成26年3月末までに見直しが必要

基本指針、行動計画の概要

- 基本指針において、施策の基本的な考え方とともに、①日本語教育、②子どもの教育、③雇用、④社会の中で困ったときのために、⑤お互いの文化の尊重、の5分野について施策の方向性を示す
- 行動計画において、5分野について、計57施策を提示

「日系定住外国人施策の推進について」の概要【26年度から3年度間】←基本指針と行動計画を一本化

1 日系定住外国人に関する情勢の変化 ○ブラジル人を中心に減少傾向にある一方、永住者資格を有する者の割合は上昇 ○東日本大震災後、災害発生時には、日系定住外国人も含め、地域住民自らが行う対応が重要であるとの認識が広まる	
3 施策の基本的な考え方 ○日本語能力が不十分である者が多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け止め、社会から排除されないようにする ○永住化傾向が高まる中で、日系定住外国人を、単なる支援が必要な者から、地域社会を構成する一員として捉えることとし、特に災害発生時など、日系定住外国人が支援に回れるようあり方も考える必要がある	
2 日系定住外国人に関する課題 ○日本語能力の不十分さや子供の教育等の従来の課題に加え、永住化傾向の高まりを背景に ①求められる日本語能力の多様化、②高齢者の増加、③災害発生時等についての対応が新たな課題	
4 分野ごとの具体的施策 計59施策（青は、今回の計画改訂で新規に盛り込まれた事項）	
① 日本語で生活できるように ・自治体等による「生活者としての外国人」に対する日本語教育等を支援 ・日本語教育教材等の情報を検索し、利用できるシステムの運用	② 子供を大切に育ていくために ・外国人児童生徒に対する「特別的教育課程」による日本語指導の実施 ・日本語指導を行う教員についての加配定数措置の引き続きの実施
③ 安定して働くために ・日本語コミュニケーション能力の向上等を行う「日系人就業準備研修」の実施 ・ハローワークにおける通訳の設置等、多言語での就職相談の実施	④ 安全・安心に暮らしていくために ・平時及び災害時における必要な情報提供の実施や、災害時等に備え、多くの日系定住外国人が理解可能な「やさしい日本語」の活用の推進 ・医療通訳等が配置されたモデル拠点(病院)の整備
⑤ 地域社会の一員となるために ・自治会などを活用した取組や、日系定住外国人のリーダー育成等を支援 ・地域社会の一員となるための課題と考えられる事項について、自治体と共同した定期的な日系定住外国人に関する調査の実施	⑥ お互いの文化を尊重するために ・地方自治体における自主的な多文化共生の取組の促進

日系定住外国人施策の推進について

平成 26 年 3 月 31 日
日系定住外国人施策推進会議

1. はじめに

日本人の子孫として我が国と特別な関係にあることに着目してその受入れが認められ、我が国に在留する、ブラジル人、ペルー人を中心とする日系人及びその家族（以下、これらの人々を「日系定住外国人」という。^{1）}）については、当時の経済情勢などもあり、昭和 63 年以降、入国が急増し、一定の地域において多数居住することとなった。^{2）}この間、平成 2 年には、「出入国管理及び難民認定法」が改正施行され、これらの人々は現在、同法に定める「定住者」等の身分又は地位に基づき在留資格で在留しており、活動に基づく在留資格により入国した者と異なり活動内容に制限はなく、自由に就労できる。

日系定住外国人は、多くが主として派遣・請負等の雇用形態で、製造業などに就業しながら、地域経済を支え、活力をもたらす存在として、我が国の経済社会に貢献してきたところである。しかしながら、平成 20 年秋以降の世界的な経済危機により離職を余儀なくされ、日本語能力が不十分であることなどから再就職が難しく、生活困難な状況に置かれる者が増加した。これに伴い、経済的困窮からブラジル人学校等に通えなくなったり不就学の日系定住外国人の子供が増加するといった現象もみられた。

こうした状況を受け、政府は平成 21 年 1 月に「定住外国人支援に関する当面の対策」、同年 4 月に「定住外国人支援に関する対策の推進について」をとりまとめた。その後、22 年 8 月に「日系定住外国人施策に関する基本指針（以下「基本指針」という。）」、23 年 3 月に「日系定住外国人施策に関する行動計画（以下「行動計画」という。）」を策定し、各種の施策を推進してきたところである。

日系定住外国人については、日系ブラジル人を中心に、減少傾向にあるものの、我が国に在留するブラジル人及びペルー人のうち永住者として在留する者

^{1）} 国籍はブラジル、ペルーの国籍を有する者に限られず、日系人であることにより、「定住者」等の身分又は地位による在留資格で在留する外国人をいう。

^{2）} 日系定住外国人の在留者自体を示す統計はないが、ブラジル及びペルーの国籍を有する者の外国人登録者数の顕著な上昇は昭和 63 年から始まっている。

の割合は増加傾向にあり、永住化の志向がより高まっているといえる。こうした中、日系定住外国人が集住する地域においては、彼らを単なる支援が必要なる者から、地域の一員として捉えようとする動きが多く見られるようになってきている。

今般、行動計画を見直すに当たり、基本指針に記載されている内容も、日系定住外国人に関する状況の変化や課題を踏まえる必要があることから、基本指針、行動計画の双方を一本化した「日系定住外国人施策の推進について」とすることとする。なお、このとりまとめは、平成 26 年 4 月から開始し、必要に応じ、開始後 3 年を目途に見直すこととする。

2. 日系定住外国人施策に関する行動計画の進捗状況と課題

（1）行動計画に掲げられた主な施策の成果

行動計画に掲げられた施策の実施により、次のような取組の進展がみられた。

- ・ 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容・方法を取りまとめたカリキュラム案等の 5 点セットを完成させるとともに、その内容を分かりやすく解説したハンドブックを作成し、日本語教育機関・団体に周知・広報を行い、活用の促進を図った。
- ・ 政府内外の日本語教育関係機関等が持つ日本語教育に関する各種コンテンツについて、インターネットを通じて横断的に利用できるシステムである「NEWS」（日本語教育コンテンツ共有システム）の構築を行った。
- ・ 学校における外国人児童生徒への教育の充実を図るため、外国人児童生徒教育に関わる体系的・総合的なガイドラインである「外国人児童生徒受入れの手引き」、日本語能力を把握するための評価マニュアルである「JSL 対話型アセスメントDLA」、教員研修のための「外国人児童生徒教育研修マニュアル」の開発・配付や、情報検索サイト「かすたねっと」の開発等を行った。
- ・ 日本語指導が必要な児童生徒を対象とした指導について、学校における教育課程として位置付けられるよう、学校教育法施行規則の一部を改正し、平成 26 年度より、日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施を可能とした。
- ・ 外国人学校の経営の安定及び外国人の子供の適切な就学等を図る観点から、平成 24 年に外国人学校の各種学校・準学校法人化の実態と課題等に関する調査研究を行い、各都道府県に対し、その結果を周知するとともに、地域の実情に応じ、当該認可等の弾力的な取扱いについて検討を依頼する

通知を発出した（平成24年3月、平成25年11月）。

- ・ ハローワークにおける通訳の配置を行うほか、「日系人就労準備研修」を、これまで約2万人が受講し、就労に必要な日本語や労働法令などの知識・ノウハウの習得を図った。
- ・ 「定住外国人施策ポータルサイト」において、日本語に加え、英語、ポルトガル語、スペイン語においても、日系定住外国人施策に関する情報の一元化を行った。

また、行動計画に掲げられた施策により、次のような成果が挙げられている。

- ・ 不就学や自宅待機となっている定住外国人の子供に対して、日本語等の指導や学習習慣の確保を図り、公立学校等への円滑な就学を支援する「定住外国人の子供の就学支援事業」（虹の架け橋教室）の実施を通じて、平成24年度までに約2,600人が公立学校やブラジル人学校等への就学を果たした。
- ・ 平成25年1月に実施した「日系定住外国人に関する特別世論調査」では、日系定住外国人を地域社会で受け入れることについて、「受け入れたい」又は「どちらかといえば受け入れたい」と回答した割合が80.9%となるなど、日系定住外国人の社会への受入れの必要性・意義についての理解の進展がみられた。

（2）日系定住外国人に関する情勢の変化

前行動計画の計画期間である平成23年度からの3年間で、日系定住外国人に関する情勢の変化として、次のような点が挙げられる。

- ・ ブラジル国籍者数が、ピーク時の平成19年と比較し、25年6月ではおよそ6割となるなど、ブラジル人を中心に日系定住外国人の減少傾向が進む一方で、永住者として在留する者の割合が高くなるなど、出稼などの短期的な在留から、長期間定住する傾向が強まっている。
- ・ 平成23年3月に発生した東日本大震災の発生後、災害発生時には、行政でも即座に対応できない場合があることが認識された結果、防災・減災への取組の必要性がより身近に感じられるようになり³、日系定住外国人を含め、地域住民自らが行う対応が重要であるとの認識が広がっている。

³ 平成25年12月に内閣府が実施した「防災に関する世論調査」によれば、「災害についての家族や身近な人との話し合い」を行った人の割合が、平成14年と比較して、34.9%から62.8%に上昇し、「家族や身近な人と話し合った内容」のうち、「避難の方法、時期、場所について」「家族や親族との連絡手段について」「食料・飲料水について」話し合った人の割合が、平成14年と比較し、大幅に増加している。

（3）日系定住外国人施策に関する課題

前基本指針において指摘された日本語能力、子供の教育等の課題については、次のような課題が指摘されている。

- ・ 日系定住外国人の中には、簡単な日本語しか話すことができない者や、読み書きが困難な者が多く、日本語能力が不十分な者が多いといった状況は継続している。また、不安定な雇用状況や経済的事情により、移動が頻繁で地域社会に生活基盤を築きにくく、日本語学習を継続することが困難な場合がある。
- ・ 不就学の子供への対応については、定住外国人の子供の就学支援事業等により、一定の成果が挙げられているものの、引き続き課題となっている。

また、上記に加えて、日系定住外国人に関する情勢の変化に応じ、次のような新たな課題が指摘されている。

- ・ 永住化の傾向が高まるにつれ、学校で学んだり、就労する際に必要となる日本語能力がより求められるようになっていく。
- ・ 次第に日系定住外国人の中にも高齢者が増加しており、今後は、増加傾向にある高齢者をいかに支えていくかが、新たな課題となり得る。
- ・ 災害の発生時など、行政等も、多言語化が即座にできない場合における対応や、日系定住外国人自身が支援に回れるようなあり方を考える必要がある。

3. 日系定住外国人施策に関する基本指針

（1）日系定住外国人が置かれている状況

日系定住外国人が現在置かれている状況については、次のようなことがみられる。

- ・ 平成20年末における外国人登録者数について、ブラジル人は31万2,582人、ペルー人は5万9,723人となっていたところ、同年以降減少傾向にあり、25年6月末時点の在留外国人は、ブラジル人では、18万5,644人（20年末時の59.4%）、ペルー人が4万8,979人（20年末時の82.0%）となっている。これは、平成20年秋以降の経済危機後の厳しい経済状況やブラジル等における経済成長もあり、日本での生活を断念した者が相当数帰国したものと推測される。一方で、ブラジル人のうち永住者として在留している者の割合が、20年末では35%であったが、25年6月末では61%となるなど、国内のブラジル人の半数以上が、永住者として在留するようになっている。

- ・ 日本語能力が十分でない日系定住外国人ほど、不安定な雇用形態での就労となる傾向がある。
- ・ 永住許可を受ける日系定住外国人が増えるにつれ、高等学校を含め、公立学校に就学する子供も多数いるが、日本語能力が十分でなく、学校での学習に支障が生じる状況は依然としてみられる。
- ・ 東日本大震災以後、日系定住外国人の中にも防災意識が高まりつつあるものの、防災訓練等に参画している事例が少ないなど、災害に対する理解は、まだ十分に進んでいないという状況がみられる。

(2) 日系定住外国人施策の基本的な考え方

国としては、教育、雇用などの面で各種の対策を講じてきたところであるが、日系定住外国人が置かれた状況を踏まえると、日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れていくための方策を、引き続き、実施していく必要がある。

また、日系定住外国人の多くが日本に定住をしていくことを考えれば、日本社会の一員として受け入れ、社会から排除されないようにするための施策を、国の責任として、今後とも講じていくことが求められている。

このため、前基本指針において「日系定住外国人施策の基本的な考え方」において示されている「日本語能力が不十分である者が多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにする」ことを、継続して、日系定住外国人施策の基本的な考え方とする。

また、日本社会の一員として受入れを進めるに当たっては、国籍などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、日本社会の構成員として共に生きていくという視点が大切である。

このための施策を国の責任として講じていくこととし、地方自治体と連携しながら、これまでの関連施策の成果も活用しつつ、必要な施策を推進することとする。

この場合、NPOなどの支援団体とも連携を図ることが重要である。なお、日本に居住する他の外国人も、同様の課題を抱えている場合があると考えられ、日系定住外国人に対して講ずる施策については、可能な限りこれらの他の外国人に対しても施策の対象とすることが望ましい。

さらに、新しい視点として、永住者として在留する者が増加傾向にある中、日系定住外国人を、単なる支援が必要な者ではなく、地域社会を構成する一員として捉えることも大切である。特に災害発生時など、日系定住外国人が

支援に回れるようなあり方を考える必要がある。

日系定住外国人が置かれている状況や、こうした施策の基本的な考え方を踏まえると、次の6つの分野について、対応を考えていくことが必要である。

- ① 日本語で生活できるように
- ② 子供を大切に育てていくために
- ③ 安定して働くために
- ④ 安全・安心に暮らしていくために
- ⑤ 地域社会の一員となるために
- ⑥ お互いの文化を尊重するために

(3) 日系定住外国人施策の具体的な方向性

- ① 日本語で生活できるように
 - ・ 日系定住外国人にとって、日本語能力が不十分であることにより、日本での生活のあらゆる面で支障が生じ、永住化の傾向が強まる中、日本語教育の必要性は、ますます強まっていくものと考えられるため、日本での生活に必要な日本語を習得する体制を、引き続き整備する必要がある。
 - ・ また、今後は、学校での学習や就業の基礎となる日本語等、日系定住外国人が求めるレベルや内容が多様化することが想定されるため、こうしたニーズに対応した日本語教育の機会の提供も求められるものと考えられる。
- ② 子供を大切に育てていくために
 - ・ 子供の就学機会を保障し、日本で生活していくために必要となる日本語や知識・技能を習得させることが必要である。
 - ・ 特に、日本の公立学校に就学する日系定住外国人の子供が多数いることから、引き続き、日本語能力が十分でない児童生徒への配慮など、公立学校における受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制の構築が強く求められている。
- ③ 安定して働くために
 - ・ 安定して働くためには、就労に際して求められるレベルの日本語習得や職業能力の向上が重要である。
 - ・ また、日本語能力が不十分である者に対しては、多言語での就職相談や、彼らの日本語能力に配慮した職業訓練を行う必要がある。
- ④ 安全・安心に暮らしていくために

- ・ 東日本大震災を経て、日系定住外国人を含め、外国人に対する防災対策の重要性が強く指摘されているが、対策を考えるに当たっては、日系定住外国人は、日本語能力や防災知識の不十分さなど、日本人とは異なる課題を抱えていることに留意する必要がある。

一方で、日系定住外国人を単に支援が必要な者という捉え方から、普段の災害への備えなどは、日系定住外国人を同じ地域社会の一員として考えることも重要な視点として捉えるべきである。

- ・ また、高齢者が次第に増加している現状を踏まえ、医療、年金、母子保健といった社会保障がしっかりと受けられるよう、制度の理解を含め情報提供を行うことが必要である。

⑤ 地域社会の一員となるために

- ・ 日系定住外国人が地域の一員となるためには、日系定住外国人の中にも、地域や行政と日系定住外国人たちをつなぐリーダーとなり得る人材が育成されることが有効であると考えられる。

- ・ さらに、地域社会の一員となるにあたって課題と考えられる事項については、自治体とも連携しながら、施策の立案に資するための調査を行うことも必要と考えられる。

⑥ お互いの文化を尊重するために

- ・ 地域によって、日系定住外国人が住んでいる状況は異なるが、いずれにおいても、国籍などが異なる人たちであっても、お互いの文化を尊重しながら、共に生きていくことが重要であり、施策の推進に当たってはこの点に留意する。
- ・ 日系定住外国人は、日本とブラジル等の出身国との懸け橋になり得る人材であり、日系定住外国人との関わりは、日本人にとっても、グローバル化に対応できる人材の育成を図る上で、有益な経験となるものである。

4. 分野ごとの具体的施策

(1) 日本語で生活できるために必要な施策

① 日本語教育の総合的な推進体制の整備等

- ア 日本語教育関係機関・団体及び関係省庁が参集した日本語教育推進会議を開催し、引き続き日本語教育全般に係る情報交換を行う。(文部科学省)
- イ 我が国に居住する外国人にとって、日本語能力等が十分でないこと等から、外国人が安心・安全に生活できないという問題を解決し、外国人が円滑に日本社会の一員として生活を送ることができるよう、引き続き、「生

活者としての外国人」のための日本語教育事業」を実施し、日本語教育の実施、人材養成、教材作成、体制整備及びコーディネーターに対する研修を行う。(文部科学省)

- ウ 日本語教育に関する体制整備を行うため、自治体等の担当者を対象とした研修や意見交換を実施する。(文部科学省)

エ 政府内外の日本語教育関係機関等が持つ日本語教育に関する各種コンテンツについて、インターネットを通じて横断的に利用できるシステムである「NEWS」(日本語教育コンテンツ共有システム)を運用するとともにコンテンツの充実を図る。(文部科学省)

- オ 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容・方法を取りまとめたカリキュラム案等の5点セットについて、日本語教育機関・団体に対して周知・広報し、活用を促を図るとともに、必要な改善について検討する。(文部科学省)

カ 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会において、日本語教育におけるボランティア及び関係機関間の連携協力の在り方等、日本語教育の推進に必要な事項について検討を行う。(文部科学省)

② 各種手続の機会を捉えた日本語習得の促進

- ア 日本語学習の必要性、日本語学習や日常生活に関する情報、入門的な日本語の知識等についてまとめた「日本語学習・生活ハンドブック」のポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、文化庁ホームページに掲載しているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。(文部科学省)

イ 平成21年度に開催した「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」において、入国前の外国人に対する情報提供のコンテンツ(日本語学習、医療・保険、教育など)について多言語で作成した成果物を、外務省及び在外公館のホームページに引き続き掲載するとともに、在外公館の領事窓口配備しており、今後も引き続き情報提供に努める。(外務省)

- ウ ①や②イの施策の進捗状況を踏まえつつ、各種手続の機会を捉え、日本語習得状況について確認し、必要に応じ日本語教育を受けることを促すなど、日本語習得の促進を図るための方策について引き続き検討する。(内閣府、各省庁)

(2) 子供を大切に育てていくために必要な施策

① 子供の教育に対する支援

- ア 外国人児童生徒等の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支

援体制の構築を図るため、各自治体による、公立学校への受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に係る取組に対して支援を行う「公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」(補助事業)を実施する。(文部科学省)

イ 外国人児童生徒に対して日本語指導を行う教員についての加配定数を引き続き措置するとともに、その配置の改善について検討を行う。(文部科学省)

ウ 日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別的教育課程」の円滑な導入・実施を図るため、状況調査や実践事例の把握、情報提供に努める。(文部科学省)

エ 外国人児童生徒等の教育に関わる教員や管理職及び指導主事等を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を引き続き実施する。(文部科学省)

オ 高等学校への進学を希望する生徒の受入れについての環境整備を支援するため、受入体制が整備されている高等学校の事例の把握やその情報提供に努める。(文部科学省)

カ 外国人の子供等が中学校卒業程度認定試験を受験しやすくなるように、全ての漢字に振り仮名を振った問題冊子による受験を可能とし、日本語能力試験N2以上の合格者について国語の科目免除を認める等の措置を引き続き講じる。(文部科学省)

キ 日系定住外国人の子供が教育を受ける機会を確保するため、在留期間更新等の際に、文部科学省において作成している就学に関するリーフレットを配布すること等によりその就学を促進する。(法務省、文部科学省)

ク 定住外国人の子供の公立学校等への円滑な就学を支援するため、「定住外国人の子供の就学支援事業」(虹の架け橋教室)について、平成26年度も引き続き実施する。また、教育委員会や自治体と連携した地域の体制整備や、子供の国籍の多様化、外国人集住地域以外の地域における対応等の課題への適切な対応を図る観点から、本事業の最終年度に当たり、平成27年度以降の支援の在り方について検討を行う。(文部科学省)

② ブラジル人学校等の各種学校・準学校法人化の促進等の支援、ブラジル本国政府などへの要請等

ア 平成21年度に作成した「準学校法人設立・各種学校認可の手続きのマニュアル」(日本語版とポルトガル語版)の周知を引き続き図るとともに、外国人学校の各種学校設置認可等を促進するため、都道府県に対し、地域の実情に応じ、当該認可等の弾力的な取扱いについて引き続き促す。(文

部科学省)

イ 日伯領事当局間協議や、ブラジル教育省との会議等が開催される機会を捉え、日本に在住するブラジル人の子供への支援(教科書の無料送付等)をブラジル政府に要請する。(外務省、文部科学省)

(3) 安定して働くために必要な施策

① 仕事に必要な日本語の習得などを図る職業教育、職業訓練等

ア 外国人求職者のニーズに対応し、日系定住外国人が集住する地域において、安定就労への意欲及びその必要性の高い日系定住外国人求職者を対象に、日本語コミュニケーション能力の向上、我が国の労働法令、雇用慣行、労働・社会保障制度等に関する知識の習得を図る日系人就業準備研修を、引き続き実施する。(厚生労働省)

イ 日系定住外国人が集住する地域において、訓練等の受講に当たって一定の日本語能力を有する日系定住外国人求職者を対象に、その日本語能力等に配慮した職業訓練を、地域のニーズ等を踏まえつつ引き続き実施する。(厚生労働省)

② 多言語での就職相談

ア 日系定住外国人が集住する地域を管轄するハローワークにおける通訳・相談員の配置、市町村とも連携したワンストップサービスコーナーの運営及び日系定住外国人専門の相談・援助センターの運営による、多言語での就職相談を、引き続き実施する。(厚生労働省)

③ 事業主に対する指導・相談援助、産業界との意見交換等

ア 雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出等に基づいて、ハローワークの職員等が事業所を訪問する等により、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づく雇用管理改善指導を行うとともに、より専門的な相談援助が必要と認められる事業所へは、外国人雇用管理アドバイザーによる相談援助を引き続き行う。(厚生労働省)

イ 日系定住外国人を含む外国人労働者に関する諸問題について、関係省庁の協力を得ながら、産業界との意見交換や適切な指導を実施する。(経済産業省)

ウ 企業や経済団体などが日系定住外国人支援に果たすことのできる役割について、先進事例を紹介するなど、関係省庁における実務者等の会を

通じ、どのような方策が可能かについて引き続き検討する。(内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)

④ 就労の適正化のための取組

ア 雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出等に基づいて、ハローワークの職員等が事業所を訪問する等により、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づく雇用管理改善指導を行うとともに、より専門的な相談援助が必要と認められる事業所へは、外国人雇用管理アドバイザーによる相談援助を引き続き行う。(再掲)(厚生労働省)

(4) 安全・安心に暮らしていくために必要な施策

① 防災・減災のための対策

ア 消防庁ホームページの外国人向け災害対応に関する普及啓発ホームページ等各種広報媒体により引き続き周知を行う。(総務省)

イ 地方自治体に対し、災害時のより円滑な外国人住民対応に向けて、日系定住外国人向けの防災対策の推進に関する必要な助言及び対策事例についての情報提供を引き続き行う。(総務省)

ウ 大規模災害発生時に、外国人が必要とする情報提供を行うことができれば、引き続き、災害時情報共有用の Facebook の充実を図る。(外務省)

エ 自治体等に対して、「やさしい日本語」を活用した災害発生時の情報提供方法について習得するためのコンテンツの整備等を行う。(内閣府)

オ 自治体に対し、地域防災計画において位置付けるなど、「やさしい日本語」の積極的な活用を推奨する。(内閣府)

カ 災害関連制度・施策の多言語化を積極的に図る。(内閣府)

キ 過去の災害等における外国人对応について、定住外国人施策ポータルサイトの活用等により共有を図る。(内閣府)

ク 日系定住外国人が支援側として参画する防災訓練の取組など、先進事例の紹介を通して、日系定住外国人も災害時に支援に回ることの重要性の周知を図る。(内閣府)

② 防犯対策

ア 各都道府県警察において、日系定住外国人に対して、犯罪被害者となることを防止すること等を目的とした防犯教室、非行防止教室を開催し、その際に防犯相談ハンドブック等を配布するなど、関係機関等と連携しつつ、防犯対策等の充実を引き続き図る。(警察庁)

イ 日系定住外国人を中心に結成され、通学路における子供の保護・誘導等の活動を行っている自主防犯団体に対し、活動のための物品の無償貸付を行うとともに、各都道府県警察において、同団体等に対する地域安全情報の提供、合同パトロールの実施等の支援を引き続き行う。(警察庁)

③ 交通安全対策

ア 各都道府県警察において、引き続き、日系定住外国人に対して、通学・通学に関する知識の普及を目的とした交通安全教室を開催するとともに、各種言語に対応した外国人向けの教材の充実を図る。(警察庁)

④ 公的賃貸住宅の活用、民間賃貸住宅への入居支援

ア 公営住宅等に関し、在留資格を持つ外国人について、日本人と同様の入居を認めるよう、引き続き取組を推進する。(国土交通省)

イ 離職退去者の居住安定確保に向け、若年単身者等本来の入居対象者以外者に利用させる場合の手続きの簡素化を通じ、地方自治体が供給する公営住宅等の空き家の活用を引き続き図る。(国土交通省)

ウ 外国人を対象とした民間賃貸住宅への入居円滑化に関するガイドラインや部屋探しに関するガイドブックについて、国土交通省ホームページの公表等を通じ、一層の普及促進を図る。(国土交通省)

エ 地方自治体や関係事業者、居住支援団体等が組織する居住支援協議会の活動に対する支援や家賃債務保証の実施により、外国人世帯の民間賃貸住宅への入居を円滑化し、居住の安定を確保する。(国土交通省)

⑤ 社会保険、国民健康保険の加入促進等

ア 外国人を雇用する事業所に対する社会保険への加入促進のための指導を引き続き行うとともに、外国人の在留資格の変更、在留期間更新等の際に社会保険制度未加入が判明した外国人について、社会保険制度への加入が円滑に進むよう、社会保険制度の加入を促すリーフレットを法務省の地方入国管理官署で引き続き配布し、社会保険の適用を促進する。(厚生労働省)

⑥ 外国人患者受入環境の整備

ア 国内医療機関において、外国人患者を受け入れる上で支障となる問題として、外国人患者と医療機関スタッフとの間の言語に関連するコミュニケーションの難しさがある。この問題に対応し、外国人が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう、医療通訳等が配置されたモデル拠点

(病院)の整備を図る。(厚生労働省)

⑦ 外国人住民に係る住民基本台帳制度の円滑な運用

ア 平成24年7月に施行された外国人住民に係る住民基本台帳制度について、引き続き自治体と協力しながら円滑に運用するとともに、社会保障・税番号制度の着実な施行に努める。(総務省)

(5) 地域社会の一員となるために必要な施策

① 相談できる体制の整備、リーダーとなる人材やNPOの育成の促進等

ア 自治体と協力しながら、地域社会の一員となるための課題と考えられる事項について、日系定住外国人の今後の居住意向を確認するための調査等、定期的に日系定住外国人に関する調査を行う。(内閣府)

イ 移住者・日系人支援の一環として実施している日系定住外国人を対象とした電話等による生活相談業務を継続する。(外務省)

ウ 日系定住外国人におけるリーダーの育成を支援するため、自治体やNPO等に対し先進事例の紹介等を、積極的に行う(内閣府、各省庁)

エ 「定住外国人施策ポータルサイト」の活用等により、集住地域を有する地方自治体のまちづくりの成果やNPO、企業等の活動実績の紹介等を通じて、地方自治体、NPO、企業等による取組を奨励し、日系定住外国人の日本社会への受入れを積極的に行う環境を整備する。(内閣府、各省庁)

オ 自治会などを活用した、地域の日系定住外国人全体を地域社会の一員とするための取組の周知を、積極的に図る。(内閣府、各省庁)

カ 法務省の「外国人在留総合インフォメーションセンター」及び「外国人総合支援ワンストップセンター」の運営、厚生労働省のハローワークにおける通訳・相談員の配置、市町村とも連携したワンストップサービスの運営及び日系定住外国人専門の相談・援助センターの運営等により、外国語で相談できる体制を引き続き整備する。(一部再掲)(法務省、厚生労働省、各省庁)

② 情報の多言語化⁴等

ア 内閣府の「定住外国人施策ポータルサイト」において、実際に相談活動や支援活動を行っているNPO等のニーズを踏まえ、国の統一的な制度等について、引き続き、多言語での情報提供を行うとともに、日系定住外国人の支援を行うNPO等の活動に資する情報についても充実を図る。(内

⁴ 日系定住外国人の多くがブラジル人やペルー人等の南米出身であることから、本とりまとめにおける多言語化については、英語に加え、ポルトガル語、スペイン語への翻訳を指すものとする。

閣府)

イ 日本の教育制度や就学の手続き等をまとめた就学ガイドブックのポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、全都道府県・市町村教育委員会、在外公館等に配布しているほか、文部科学省ホームページにも掲載しているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。(文部科学省)

ウ 国民年金制度の勸奨リーフレットのポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、日本年金機構のホームページに掲載するほか、全国の年金事務所において配布し、加入勸奨を図っているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。(厚生労働省)

エ 妊婦健康診査の受診勸奨リーフレットのポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、厚生労働省のホームページに掲載しているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。(厚生労働省)

オ 各都道府県警察において、外国語による運転免許学科試験及び講習予備検査の実施に関する取組を推進する。(警察庁)

カ 平成21年度に開催した「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」において、入国前の外国人に対する情報提供のコンテンツ(日本語学習、医療・保険、教育など)について多言語で作成した成果物を外務省及び在外公館のホームページに引き続き掲載するとともに、在外公館の領事窓口に配備しており、今後も引き続き情報提供に努める。(再掲)(外務省)

キ 日本語学習の必要性、日本語学習や日常生活に関する情報、入門的な日本語の知識等についてまとめた「日本語学習・生活ハンドブック」のポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、文化庁ホームページに掲載しているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。(再掲)(文部科学省)

ク 国税庁において、外国人のための所得税申告の手引き等の英語版を引き続き作成するほか、日系定住外国人からのニーズが多い一部の国税局においては、一部の様式についてポルトガル語版・スペイン語版も引き続き作成し、外国人納税者へ申告書を発送する際に同封又は税務署窓口において交付するほか、当該国税局のホームページにも掲載する。(国税庁)

ケ 中長期的に、あらゆる行政文書を翻訳することができるといえる日本語の開発の可否について検討を行う。(内閣府)

(6) お互いの文化を尊重するために必要な施策

① 地方自治体における自主的な多文化共生の取組の促進

ア 地方自治体における多文化共生の取組を促進するため、平成18年3月に策定した「地域における多文化共生推進プラン」について、各種会議等

を通じて周知する等必要な施策の普及を引き続き図る。(総務省)
イ 地方自治体における多文化共生の取組を促進するため、地方自治体の先進的な取組事例等参考となる情報を提供する。(総務省)

- ② 日系定住外国人の社会への受入れの必要性・意義についての周知等
ア 「定住外国人施策ポータルサイト」の活用等により、集住地域を有する地方自治体のまちづくりの成果やNPO、企業等の活動実績の紹介等を通じて、地方自治体、NPO、企業等による取組を奨励し、日系定住外国人の日本社会への受入れを積極的に行う環境を整備するとともに、日系定住外国人の日本社会への受入れの必要性・意義について国民一人ひとりがその理解をより一層深めるための取組を進める。(一部再掲)(内閣府、各省庁)

5. 推進体制

- (1) 本とりまとめに盛り込まれた事項の推進状況については、日系定住外国人施策推進会議幹事会等によって、適宜フォローアップを行う。
(2) 施策の推進に当たっては、地方自治体、NPOなどの支援団体等との連携を積極的に図り、地方自治体等の知恵を活かしながら施策を実施することとする。

国際交流部局と防災部局との交流・連携

総務省の取り組み

- 平成26年度地域国際化連絡会議（全国6ブロック、都道府県・政令市の国際交流部局、外務省、自治体国際化協会、総務省が出席）において、国際交流部局と防災部局の交流・連携について意見交換。
- 同会議終了後、ブロック毎に国際交流部局の連絡基盤を作成し、広域的な連携を依頼。
- 連絡基盤を通して、全国の優良な取り組みを共有。

連携の事例

【香川県】災害時における外国人支援対策研修

地域国際化連絡会議で香川県の優良な事例を知った愛媛県と徳島県が今後の取り組みの参考とするために外国人支援対策研修に参加した。

○参加者： 香川県危機管理課、国際課、各市町多文化共生担当課・防災担当課

国際交流協会、社会福祉協議会

○内 容： 外国人への対応と課題、災害多言語支援センターについて学んだ後、各機関の役割・対応方法についてグループワークを行った。

【浜松市】外国人と共に体験・防災フェア

○参加者： 浜松市国際課、危機管理課、浜松西消防署、NPO法人 等

○内 容： 浜松市外国人学習支援センターにおいて、起震車での地震体験や消火訓練を行い、外国人の防災意識を高めるとともに、防災をきっかけとして日本人と外国人との交流を深めた。

平時からの災害に備えた取り組み

総務省の取り組み（消防庁）

防災・危機管理 e-カレッジ

- 大規模災害に対しては、地域の防災力を高め、被害の軽減を図ることが極めて重要。
 - そのため、日本中どこでも発生しうる、風水害・地震に関して、動画を活用して外国人に短時間でわかりやすく説明した消防庁ホームページ上のコンテンツ「防災・危機管理 e-カレッジ」を提供。
 - 本コンテンツについては、英語のみならず中国語、韓国語、ポルトガル語で情報提供しており、多言語化を図っている。
- 【e-カレッジURL】
- <英語>
<http://open.fdma.go.jp/e-college/foreigners/foreigners.html>
 - <中国語>
http://open.fdma.go.jp/e-college/foreigners/foreigners_cn.html
 - <韓国語>
http://open.fdma.go.jp/e-college/foreigners/foreigners_ko.html
 - <ポルトガル語>
http://open.fdma.go.jp/e-college/foreigners/foreigners_po.html



※イメージは実際のe-カレッジ画面（ポルトガル語）

【参考】テレビを通じた多言語での情報提供

総務省の取り組み

スマートテレビ時代における字幕等の在り方に関する検討会を取りまとめ

(平成26年1月30日～平成26年6月24日)

○多言語字幕について

外国人に対しても放送を通じて安全・安心に関する情報等を円滑に提供する環境の構築に向けて、スマートテレビのサービスを活用した多言語字幕の提供に向けた具体的方策を検討し、検討結果を取りまとめた。(別紙1参照)

【スケジュール】

遅くとも2020年頃には、民間の発意により次のサービスが実施可能となる環境を整備。

◎ベストエフォートを前提としたサービスの実施

◎うち、一定の言語、一定の分野では、翻訳精度の高いサービスの実施

○CM字幕について

民間放送の総放送時間の2割弱を占めるCM番組には字幕がほとんど付与されていない現状。

→CM番組における字幕付与の推進に向け、技術面・運用面の課題解決等具体的方策を検討し、検討結果を取りまとめた。

多言語字幕サービス関係

1. 意義等

- 今後、増加する訪日外国人や在留外国人に対して、安全・安心情報等の提供が必要。
※ 日本再興戦略で、訪日外国人旅行者数は2020年に2,500万人、2030年に3,000万人を目標。2020年に東京五輪の開催も決定。
⇒ スマートテレビと多言語翻訳システムを活用した多言語字幕サービスが有効。子供の外国語学習等への活用も期待。

2. 実現するサービス

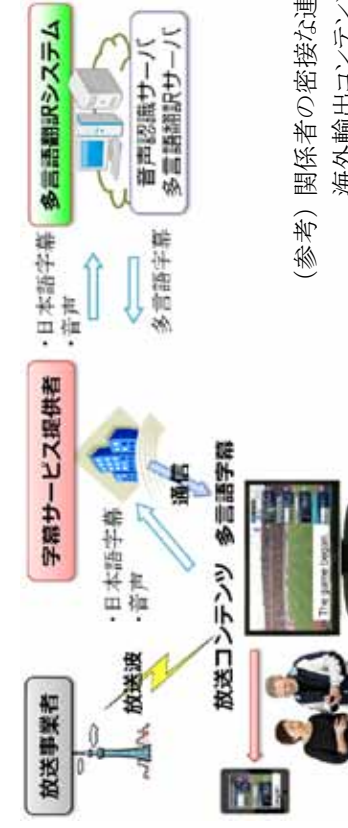
- まずは、正確性(翻訳内容・遅延)について「ベストエフォート」を前提に、ユーザニーズに応じた柔軟なサービスとして早期実現。言語は、まずは英語、そして英語以外の言語に拡大。分野は、まずはニュース番組、そしてスポーツ、文化、バラエティ等(具体的なニーズ等を踏まえて検討)。
- 現在の障害者向け日本語字幕のような高い正確性を確保したサービスの導入は、今後の実証実験の結果、ユーザニーズや翻訳技術の動向等も踏まえ、更に検討。

3. 多言語字幕サービスの実現に向けた提言

(1) NICTの多言語翻訳システムの精度向上

- 放送事業者の協力も得て、日・英2か国語放送等の対訳文集(対訳コーパス)を充実。

(2) 実証実験



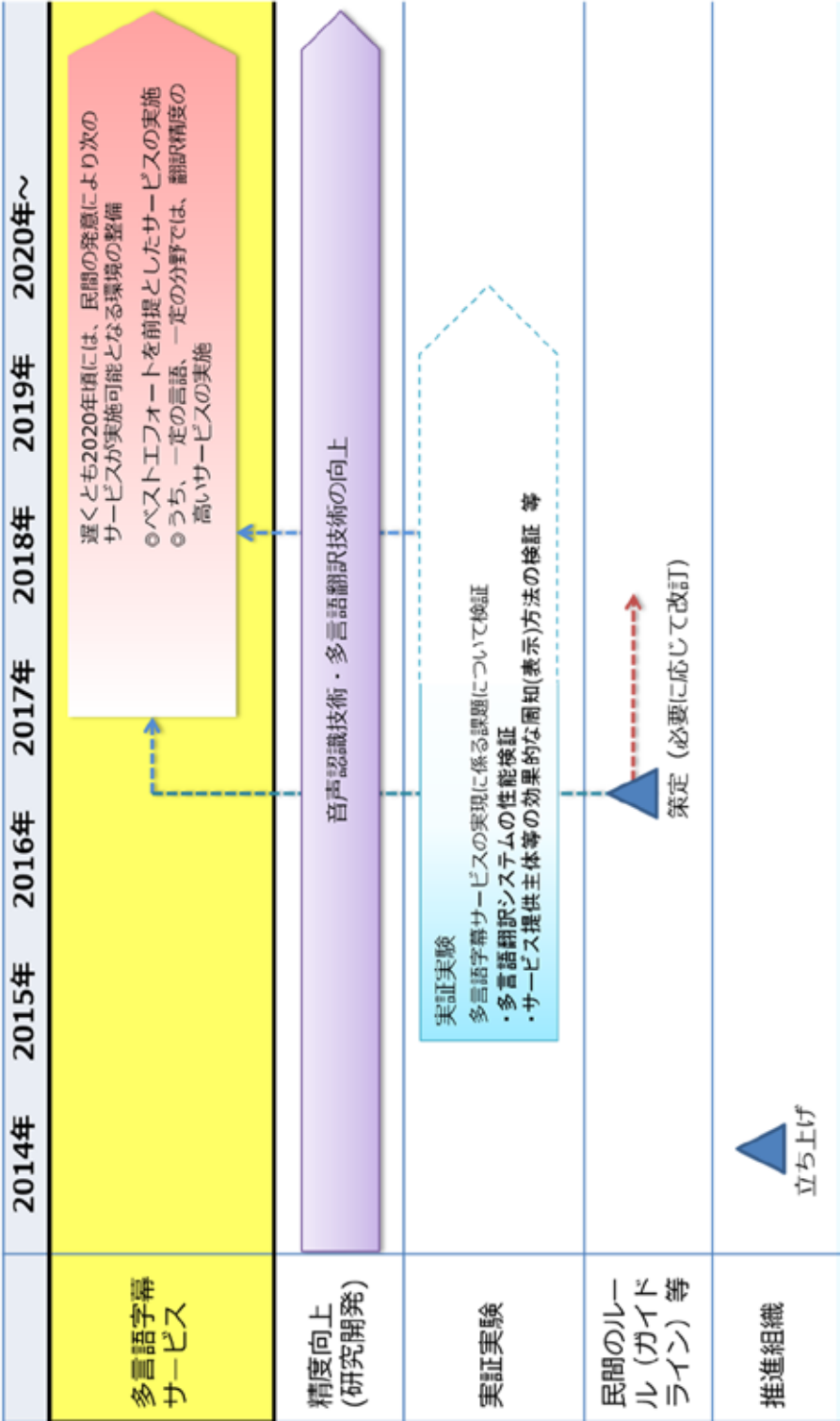
(参考) 関係者の密接な連携を通じ、許諾・契約締結の円滑化、デジタルサイネージや教育分野、海外輸出コンテンツへの活用・応用、等を検討

(3) スケジュール等

- 「多言語字幕サービスの実現に向けたロードマップ」を策定し、取組を推進。
- 「グローバルコミュニケーション計画」(4月11日総務大臣発表)の社会実装の一つとして推進。

別紙

多言語字幕サービスの実現に向けたロードマップ



【参考】多言語音声翻訳システムの高度化による情報の多言語化**総務省の取り組み**

○「グローバルコミュニケーション計画」(別紙3参照)を推進(多言語音声翻訳システムの社会実装)

2020年までに、旅行分野、防災・減災分野、医療分野、生活分野の会話について10言語で高精度な音声翻訳を実現し、スマートフォンをはじめ様々な端末で便利なアプリケーションを利用可能にする。

(プロジェクト1)

病院、商業施設、観光地等における社会実証【国家戦略特区等における活用】

(プロジェクト2)

多言語音声翻訳の対応領域、対応言語を拡大するための集中的な研究開発投資

(プロジェクト3)

2020年東京オリンピックにおける社会実装

「グローバルコミュニケーション計画」について ～多言語音声翻訳システムの社会実装～

ミッション (Mission)

世界の「言葉の壁」をなくす

ビジョン (Vision)

(1) グローバルで自由な交流の実現

様々な会話を高精度に翻訳できる多言語音声翻訳システムにより世界の「言葉の壁」をなくし、世界中の誰もが国境を越えて自由に交流する社会を我が国の技術によって実現する。

(2) 日本のプレゼンス向上

医療機関での会話の支援や多言語での災害情報の配信など、多言語音声翻訳システムを世界に先駆けて社会実装することにより、外国人が暮らしやすい国を実現し、日本の価値と魅力を高める。

(3) 東京オリンピック・パラリンピックでの「おもてなし」

2020年の東京オリンピック・パラリンピックにおいて、多言語音声翻訳システムにより世界から集う選手、観客等を「言葉の壁」を感じさせることなく「おもてなし」する。

行動 (Action)

関係する企業や関係省庁等と連携、協力しながら、まずは6年間のロードマップを共有して取り組む

(プロジェクト1) 病院、商業施設、観光地等における社会実証【国家戦略特区等における活用】

産学官の連携により、大規模プロジェクトとして多様なアプリケーションを集中的に整備して社会実証を実施する。

(プロジェクト2) 多言語音声翻訳の対応領域、対応言語を拡大するための集中的な研究開発投資

旅行会話のほか、防災・減災分野、医療分野、生活分野を重点分野として翻訳精度を向上するとともに、対応言語数を拡大する。
また、多人数の同時翻訳や同時通訳の実現などの更なる高度化に向けて集中して研究開発投資する。

(プロジェクト3) 2020年東京オリンピックにおける社会実装

世界からの注目が集まる東京オリンピックを機会に、「言語の壁」がなくなる社会をショーケースとして世界に発信する。

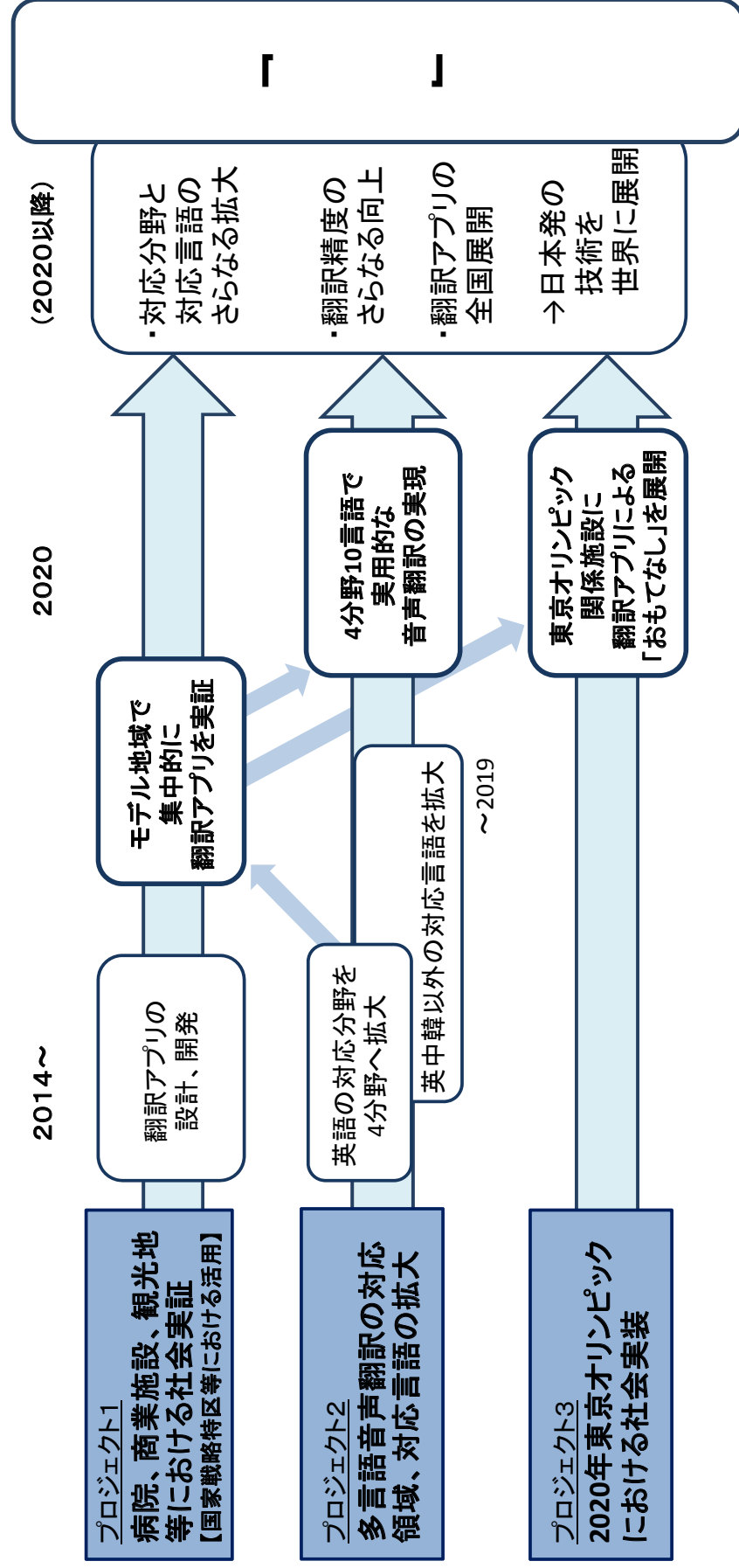
「世界の『言葉の壁』をなくす」イメージ

日本の翻訳技術でグローバルで自由な交流を実現



ロードマップ

- ・2020年までに、旅行分野、防災・減災分野、医療分野、生活分野の会話について10言語で高精度な音声翻訳を実現し、スマートフォンをはじめ様々な端末で便利なアプリケーションを利用可能にする。





外国人集住都市会議 東京2014

大規模災害時における在留外国人の安否確認に関して

平成26年11月10日

外務省領事局外国人課

一 昨年度

「ながはま2013」において、東日本大震災時の外務省の取組をモデルケースとして、在京大使館、外務省、警察庁とが連携したフォーマットを用いた在留外国人の安否確認プロセスに関して説明。



昨年度の外国人集住都市会議を受け、防災週間の9月2日、外務本省において「在留外国人の災害時安否に関する在京外交団への説明会」(以下、「説明会」という。)を開催。

- ◆在京外交団17公館・国内関係機関(外務省含む)が参加
- ◆自治体を含めた関係機関による災害時対応等のプレゼンテーションを実施
- ◆参加した関係者間で連絡先を交換



在京大使館に向けて、各機関の役割・取組に関する相互理解や連携・ネットワーク作りの促進を図った。



【石原政務官(当時) 冒頭挨拶】



【外務省によるプレゼンテーション】

【ポイント】

(1)災害時には多くの情報が錯綜し混乱が予想される。

(2)特に平時から次の2点について再確認・連携協力することが最も重要。

①自治体を含む各関係機関の役割・取組を踏まえた相互理解やネットワークづくり

②在京大使館と国内関係機関との情報共有の範囲(提供された個人情報などをどこまで公開するのか)・その伝達方法の確認

(3)説明会実施後、現在、外務省は、各国大使館に対して文書にて、各大使館担当部署の連絡先・国内関係機関への情報共有の範囲を確認中。

「在留外国人の災害時安否に関する在外交団への説明会」

外務省資料 2

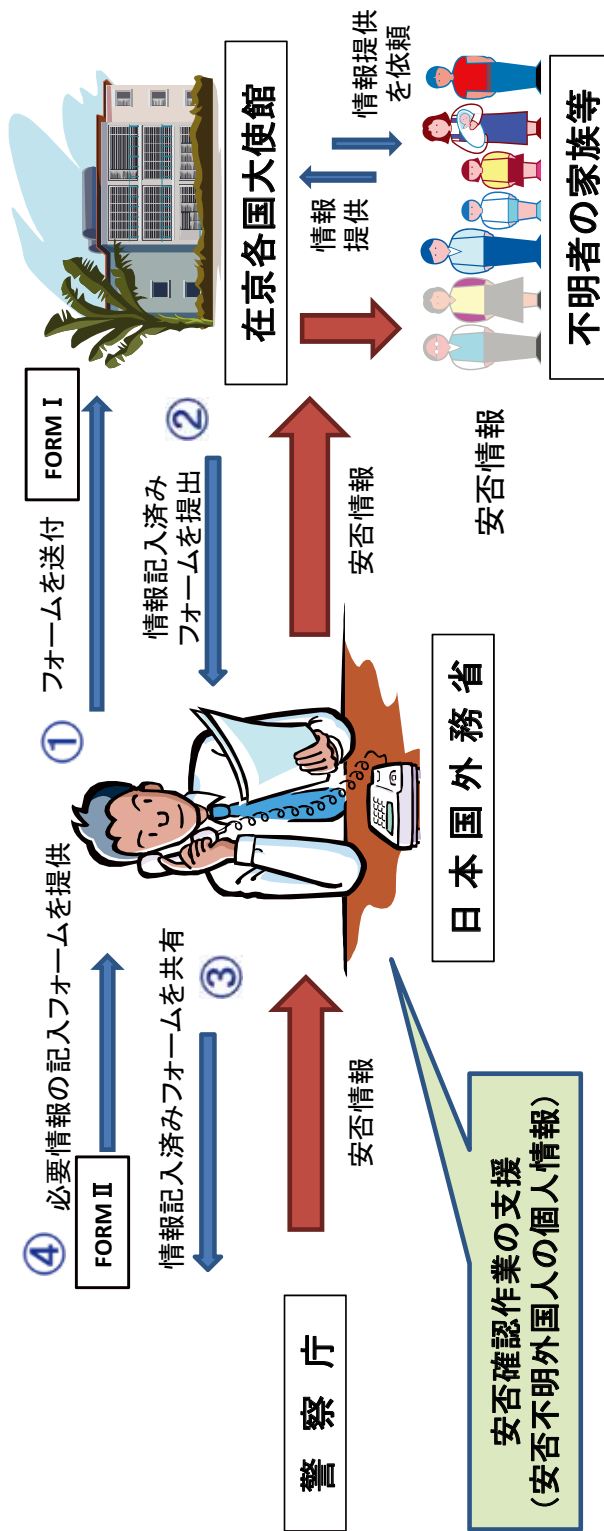
東日本大震災時(H23.3)の在留外国人に関する対応

「情報提供」

- 1 **ウェブサイトによる情報提供(震災関連情報)**
 - ・3月11日～(日本語・英語)、15日～(中国語・韓国語)
 - ※在外公館HPでは、英語及び39言語でも発信
- 2 **在外交団向け説明会(原発事故に係る情報を中心)**
 - ・3月13日～(以後4月末まで毎日)
 - ・内閣府、総務省、厚労省等との連携
- 3 **NHKワールド・ラジオ日本の活用**
 - ・外語・バングラ語等17言語
- 4 **外資系企業向け説明会**
 - ・3月31日～(以降計4回)
 - ・経産省、日本貿易振興機構(JETRO)と連携

「各種支援」

- 1 **安否確認作業の支援(下図参照)**
 - 警察庁、地方自治体、在京外交団と連携し、安否確認リストの取りまとめ(3月13日～)
- 2 **外務省員の被災地への派遣**
 - 中国語の専門家を含む外務省員6名を岩手県・宮城県へ派遣
- 3 **在外交団の自国民支援への協力**
 - 在京外交団と連絡し、特別機等での当該国民の出国や
 - 在京外交団の被災地での活動に関し、国交省や警察庁と調整
- 4 **日本への出入国に係る支援**
 - 法務省入国管理局と連携しながら、査証の早期発給等の支援措置を実施



【①東日本大震災時に用いたもの】

FORM I

Please fill in below in Japanese if possible

[illegible]

【②：東日本大震災時に用いたもの】

行方不明者に関する必要把握事項
Necessary Information of a Foreign National

missing

国 籍		Nationality	
日本国内		日本国内	
の住所		の住所	
Address in Japan		Address in Japan	
ふりがな		ふりがな	
氏名 Name		氏名 Name	
基本アルファベットで記入（漢字氏名の場合は、漢字とアルファベットで記入）		基本アルファベットで記入（漢字氏名の場合は、漢字とアルファベットで記入）	
生年月日		1971年4月20日（39歳）	
血液型		A・B・AB・O	
Blood Type		性別 Sex	
男性 女性		男 女	
歯科医の治療記録		有・無 ※治療記録があれば、その歯科医名称（ ）	
Dental record		Name of dentist, if dental information is available	
身長		Height	
体格		Weight	
Physical Descriptions		面型 Shape of face	
顔色 Skin Colour		髪色 Hair Colour	
眼鏡 Glasses / Contact lenses		髪の色 Hair Colour	
種別 Kind		部位 Parts	
手術痕 Surgery Scar		腹部 abdominal	
種別 Tattoos		右腕 Right Arm	
Distinctive Body Features		入れ墨 Tattoos	
年		月	
日		日	
日本入国日		入国空海港	
Date of entry		Port of entry	
空海港		空海港	

Please fill in the form in JAPANESE.
日本語でご記入下さい。

F O R M II

被災当時 (3月11日) の状況 Circumstances of the missing foreign national as of 11 March	1 在留資格（該当箇所）に○印を付ける） Status of Residence ・旅行・就労・留学・研究・公用 (記載例) Example 1 3月1日から日本旅行に出かけ、3月11日は宮城県○○市等 を観光する予定であったが、現在まで安否が確認できないもの。 (旅行会社や旅行代理店等が記載されている資料があれば、その資料も 入手された。） He has been staying in Japan since 1 March as a tourist. He was supposed to be travelling in Sendai, Miyagi on 11 March. We have not been able to locate him since then. (Please attach itinerary and a travel company which the individual concerned used.) 2 平成22年1月10日から、岩手県○○市に所在する○○会社で勤 めているが、現在まで安否が確認できないもの。 (勤務先に関する情報は詳細に聴取された。） ※3月10日午後10時、宮城県に所在するホテル○○に滞在してい ることを電話で確認している。 She has been working at the ABC Inc., which is located in Yamada, Iwate since 10 January 2011. She has not been found yet. (Please attach any information regarding the employer.) ※ We have confirmed her presence at Hotel DEF in Miyagi by phone at 22pm, 10 March 2011.
行方不明者 に関する 参考情報 Other information of the missing foreign national	例) ・ 目の色 Eyes Colour ・ 普段身に付けている物→時計 (メーカー・色) Jewelry, Eyewear, Accessories (incl. brand + colour) 銀色 ネックレス Silver Necklace 左耳にピアス Gold Earring on left ear ・ 普段の日常生活における車両使用の有無 使用しているのであれば、使用車両に関する情報 (車両に駐車したまま流された場合の情報として必要) Vehicle Info: (make, model, style, colour, number plate...etc) ・ 住所は、東京であるが、よく東北方面に釣りに出かけている情 報があればその内容。 (被災地との関連性に関する情報が必要) If the individual concerned lives in Tokyo but often goes fishing in the Tohoku area, please also attach any relevant information.

【③: 東日本大震災時に用いたもの】

F O R M Ⅲ

行方不明者の 写真 (なるべく鮮明 なものを貼付) Photograph of the missing foreign national	
---	--

(2/3)

届出人 Point of Contact	届出人 の住所 Address	Phone number 連絡先 () -
	ふりがな	
	氏 名 Name	
	生年月日 Date of Birth	年 月 日 (歳)
	行方不明者 との関係 Relationship to the missing foreign national	

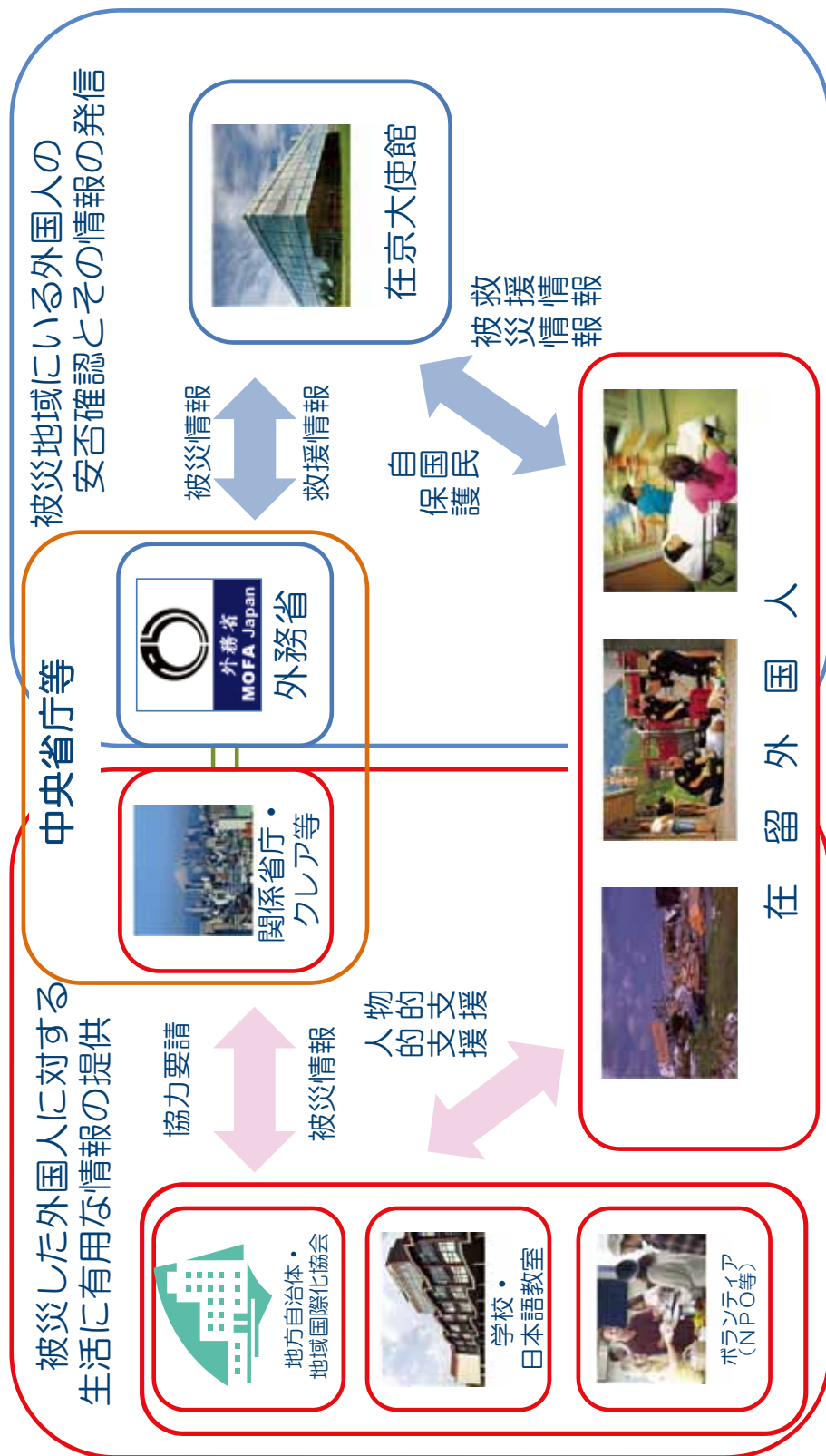
大使館担当者 Contact person at the Embassy	氏 名 Name	
	役 職 Position	
	電 話 Phone number	() -
備 考	Notes	

(3/3)

「在留外国人の災害時安否に関する在京外交団への説明会」

外務省資料 3

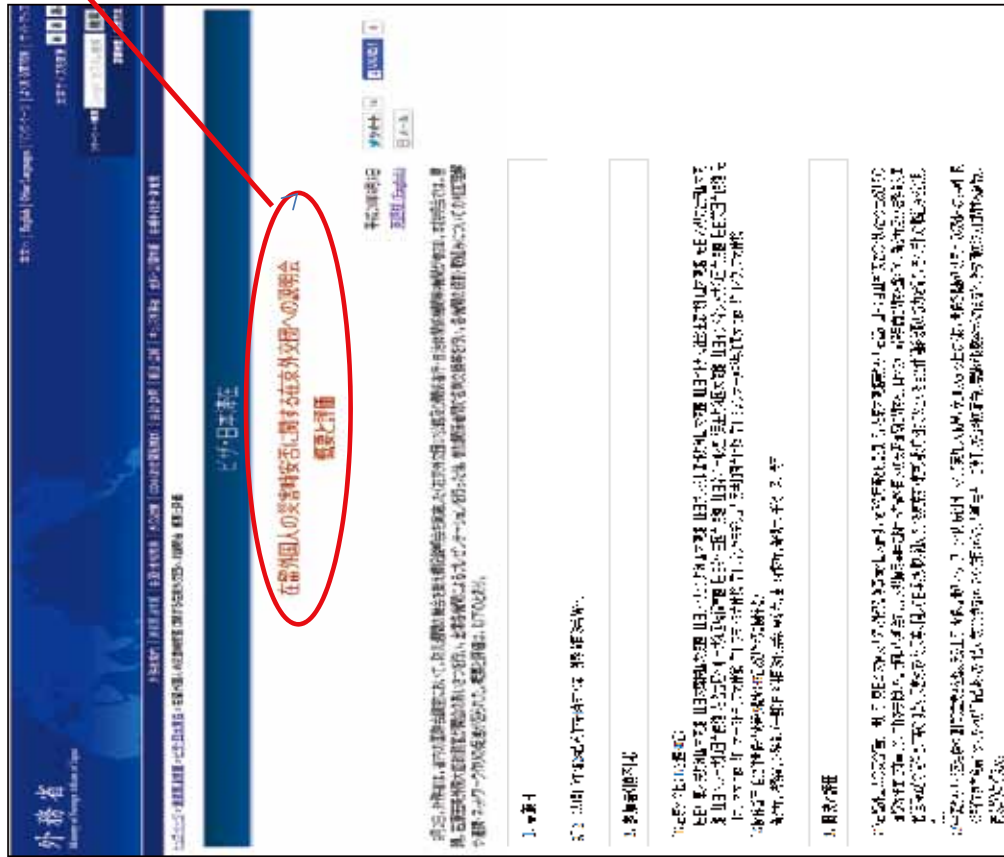
大規模災害時における関係機関の協力体制のイメージ図



(平成23年度・24年度「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」での意見を基に作成)

説明会に係る概要と評価の掲載(外務省ホームページ)

外務省資料 4



在留外国人の災害時安否に関する在京外交団への説明会

概要と評価

平成26年9月3日
外務省領事局外国人課

9月2日、外務省は、省内の国際会議室において、防災週間の機会を捉え標記説明会を実施した(在京外交団17公館及び関係省庁・自治体関係機関等9機関が参加)。本説明会では、冒頭、石原宏高外務大臣政務官が開会のあいさつを行い、出席各機関によるプレゼンテーションを行った後、参加関係者間で名刺交換等を行い、各機関の役割・取組みについての相互理解や連携・ネットワーク作りの促進が図られた。概要と評価は、以下のとおり。

1. 実施日

9月2日(火) 午後2時から午後4時まで (於 外務省国際会議室)

2. 参加者(順不同)

- (1) 在京外交団(17公館30名)
駐日中華人民共和国大使館 駐日大韓民国大使館 駐日フィリピン共和国大使館 関係省庁等
駐日ブラジル連邦共和国大使館 駐日ベトナム社会主義共和国大使館 駐日インドネシア共和国大使館
駐日アメリカ合衆国大使館 駐日ペルー共和国大使館 駐日ドイツ大使館 駐日オーストラリア大使館
駐日タイ王国大使館 駐日ネパール連邦民主共和国大使館 駐日インドネシア共和国大使館 駐日カナダ大使館
駐日インドネシア共和国大使館 駐日英国大使館 駐日フランス大使館 駐日バングラデシュ人民共和国大使館
駐日オーストラリア大使館 駐日フランス大使館 駐日イタリア大使館
駐日ミャンマー連邦共和国大使館 駐日タイ大使館
(2) 関係省庁・自治体関係機関等(9機関：33名及び外務省関係者)
警察庁、法務省、外務省、(一財)自治体国際化協会、東京都、東京消防庁、警視庁、千代田区、港区

3. 概要と評価

- (1) 在留外国人の安否確認に関して、東日本震災の際、外務省領事局外国人課は、関係省庁等とも連携して、在京大使館等からの在留外国人(自国民)安否の問い合わせ及びその確認等作業に従事して、これを支援した。今回の説明会では、大規模災害時ににおける在留外国人の安否確認に関するプロセスや情報発信に関する説明や、警察庁及び法務省入国管理局などの関係省庁等のほか、災害対応・防災等に関する日頃より取り組んでいる東京都・東京消防庁をはじめとする自治体関係機関の協力を得て、それぞれの取組みを説明した。
- (2) 平素からの相互理解や連携の重要性を踏まえる上で、関係者間のネットワーク作りも視野に入れて実施した結果、参加した外交団からは、関係各機関の防災への取組みが非常に良く理解でき有意義であったとの評価があったほか、参加できなかった外交団からも、説明会当日に使用した資料の配布の要請が複数寄せられるなど、外交団の防災に関する意識の高さがうかがえた。
- (3) 多くの情報が錯綜し混乱する局面(典型的に想定されるのは首都直下型大地震等)において、外交団からの災害時自国民安否の問い合わせに関しては、迅速にいわゆるワンストップ・シヨッピングが可能な窓口として機能できるよう平時から準備しておくことが必要であり、外交団の自国民保護担当部署、関係各機関の連絡先や情報伝達方法を再確認し共有しておく必要につき再認識する機会となった(出席者からも、日本では多くの組織が様々な取組みを行っているが、どこに照会するべきか迷うといった指摘があった。)

(7)

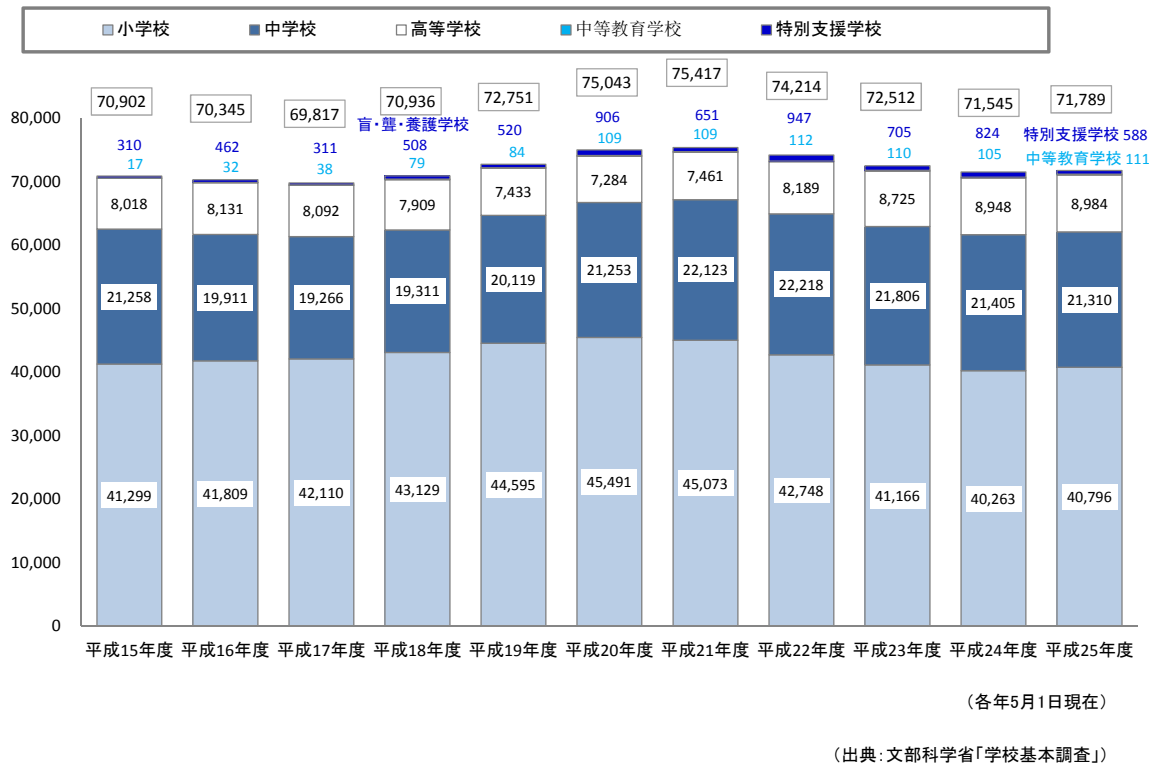
外国人集住都市会議東京2014

外国人の子供等に対する 支援施策について

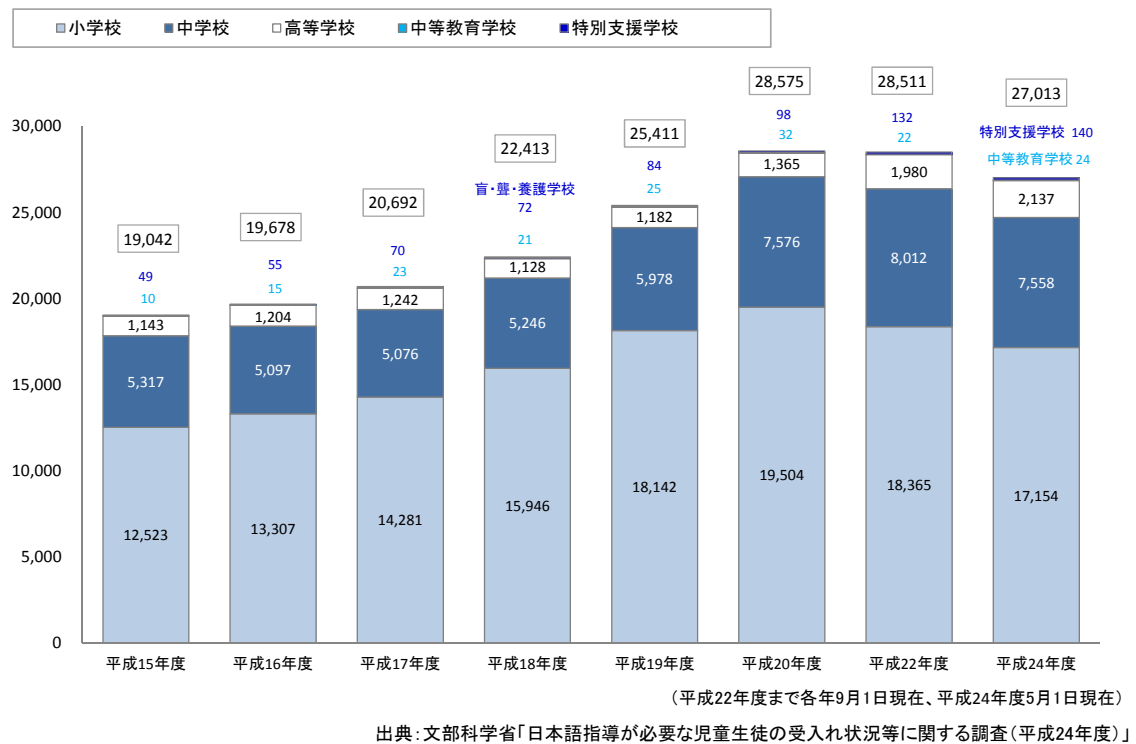
平成26年11月10日(月)

文 部 科 学 省

1. 外国人児童生徒数/公立学校

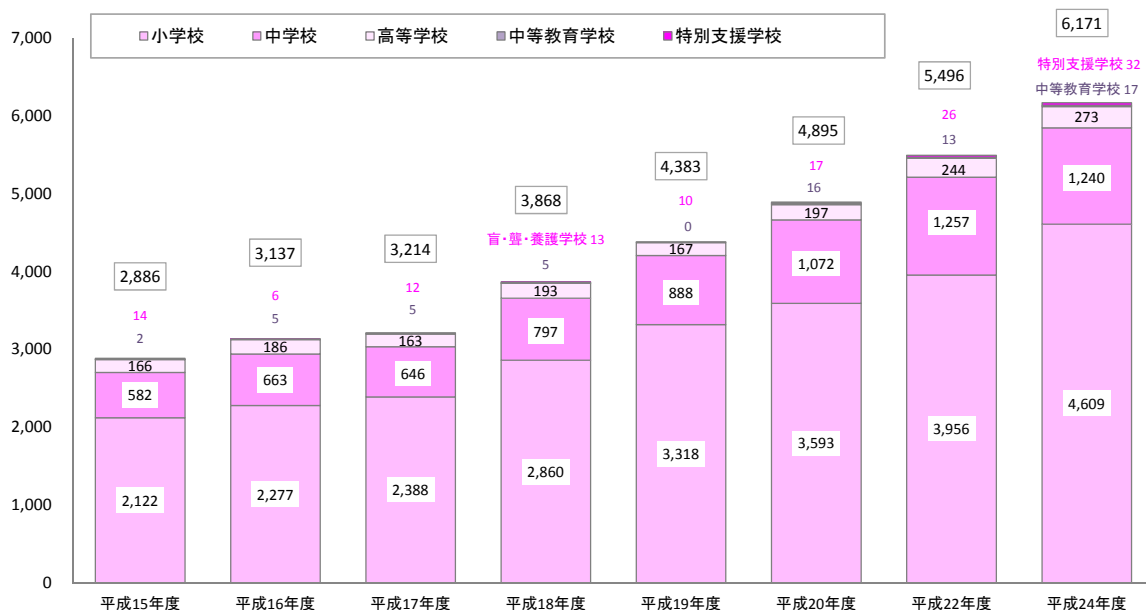


2. 日本語指導が必要な外国人児童生徒数/公立学校



※ 「日本語指導が必要な児童生徒」とは、「日本語で日常会話が十分できない児童生徒」及び「日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒」を指す。

3. 日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数/公立学校



(平成22年度まで各年9月1日現在、平成24年度5月1日現在)

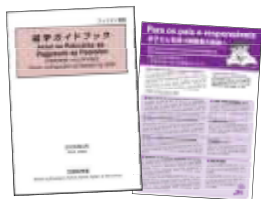
出典: 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査(平成24年度)」

※ 「日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒」とは、帰国児童生徒のほか、本人が重国籍又は保護者の一人が外国籍である等の理由から、日本語以外の言語を家庭内言語として使用しており、日本語の能力が十分でない児童生徒が含まれる。

4. 施策～入りやすい公立学校をめざして

外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

○就学ガイドブックの作成・配布



○外国人児童生徒等に対する日本語指導の充実のための教員配置



○日本語指導者等に対する研修の実施



○自治体の取組を支援する補助事業の実施



○「外国人児童生徒受入れの手引き」の作成・配付



○情報検索サイト「かすたねっと」の開設



○日本語能力測定方法



○研修マニュアル



帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

平成27年度概算要求額:201百万円(前年度予算額:100百万円)

本事業は、実施主体(都道府県・指定都市・中核市)の取組に対して、総事業費の1/3を上限として予算の範囲内で交付を行う補助事業である。

現 状

- ・帰国・外国人児童生徒及び日本語指導が必要な児童生徒に対する支援の多様化
- ・初等中等段階からのグローバル人材の育成

課 題

- ・対象児童生徒一人一人の実態に応じた日本語指導
- ・少数在籍校や散在地域における受入・支援体制の整備
- ・帰国児童生徒の個性と特性を生かした教育の推進

事業実施項目(地域の実情に応じて組み合わせる)

日本語指導の充実

- (必須)「日本語能力測定方法」の活用による児童生徒の日本語能力の把握
- (必須)「特別の教育課程」による日本語指導の実施
- 日本語指導担当教員及び指導補助者への研修の実施
- 日本語指導のための教材の作成

義務教育への就学機会の確保

- 就学相談窓口の設置
- 就学ガイダンスの開催
- 関係機関と連携した就学案内(パンフレット等の作成・配付)
- 就学状況の調査

公立学校への円滑な受入れ

- 初期適応指導教室(プレクラス)の実施
- 日本語指導ができる支援員の派遣
- 児童生徒の母語が分かる支援員の派遣

指導・支援体制の整備

- センター校の設置
- 域内の公立学校への巡回指導の実施
- 地域全体で取組を推進するための協議会の開催
- 少数在籍校又は散在地域への指導・支援体制の充実

進路保証

- 域内の高校やハローワーク等との連携による進路ガイダンスの開催
- 高校での支援員による進路相談

各地域の取組の実践交流

(担当指導主事等連絡協議会の開催、情報検索サイト「かすたねっと」への資料掲載 等)

○公立学校における帰国・外国人児童生徒等の受入体制・支援体制づくりの推進

義務教育諸学校における日本語指導の新たな体制整備について

1. 背景

- 定住外国人の増加に加え、保護者の国際結婚の増加、日本生まれの外国人児童生徒の増加などによる、日本語指導が必要な児童生徒数の増加
- 地域による指導・支援体制のばらつき

2. 制度の概要

「特別の教育課程」による日本語指導

- ①指導内容：児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ②指導対象：小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③指導者：日本語指導担当教員（教員免許を有する教員）及び指導補助者
- ④授業時数：年間 10 単位時間から 280 単位時間までを標準とする
- ⑤指導の形態及び場所：原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- ⑥指導計画の作成及び学習評価の実施：計画及びその実績は、学校設置者に提出

3. 制度導入の効果

- 児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施 → 学校教育における **日本語指導の質の向上**
- 教職員等研修会や関係者会議の実施 → 地域や学校における関係者の **意識及び指導力の向上**
- 学校教育における「日本語指導」の体制整備 → **組織的・継続的な支援の実現**

4. 支援体制

国の主な施策

- ・各自治体の取組を支援する補助事業の実施
(公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業:平成 26 年度予算(案)98 百万円)
- ・日本語指導を含む個別の課題解決のための加配措置
- ・独立行政法人教員研修センターにおける実践的な研修
- ・各地域、学校での取組を支援するため、
 - ①「外国人児童生徒受入れの手引き」の作成・配布
 - ②情報検索サイト「かすたねっと」の開設・運営
 - ③日本語能力測定方法の開発
 - ④外国人児童生徒教育マニュアルの開発

等

設置者 (教育委員会 等)

- ・学校への指導・助言
- ・人的配置、予算措置
- ・研修の実施

等

学校

- ・学校教育への位置付け
- ・指導計画の作成、指導、評価

等

支援者

- ・専門的な日本語指導
- ・母語による支援
- ・課外での指導・支援

等



5. 今後の見通し

- 平成 26 年 4 月 1 日施行
- 「特別の教育課程」による日本語指導の実施状況等を調査予定（平成 26 年 5 月 1 日調査）
- 担当指導主事等連絡協議会で、制度の理解と活用の促進を図る

「定住外国人の子供の就学支援事業（虹の架け橋教室）」と 平成 27 年度に向けた対応状況

1 定住外国人の子供の就学支援事業（「虹の架け橋教室」）について

（１）平成 21 年度補正予算により、国際移住機関（IOM）に基金を設置して実施（約 37 億円）。

→リーマンショックを契機とした外国人の子供達の不就学の増加への対応が目的。日本語等の指導教室の実施に対して、日本語や教科の指導を行う教員やその補助員、公立学校やブラジル人学校等への受入促進を図るコーディネータの配置等を行っている団体に対して支援。

（２）事業としては、平成 21 年～23 年度の 3 年間の予定であったが、その後、平成 23 年度の時点で残額があり、また、当時は、不就学者数も依然として多かったことから、基金を平成 26 年度まで延長。

（３）最近の傾向として、在籍する子供の国籍の多様化、過年齢の子供への対応等が挙げられる。

2 平成 27 年度概算要求

現在、新規に「定住外国人の子供の就学促進事業」として、

1. 2 億円を要求中

（参考）

・ 1 件当たりの実施額

約 1,600 万円（平成 24 年度実績）

・ 実施団体

22 団体（平成 26 年度）

団体内訳：市町村 3、ブラジル人学校 3、NPO 法人等 16

・ 就学実績（平成 21 年度から平成 25 年度までの累計）

公立小中学校等：1694 人、公立高校等 445 人、ブラジル人学校等：1304 人

・ 言語別内訳（平成 25 年度）

ポルトガル語：36%、タガログ語：33%、中国語：13%、スペイン語：12%、

その他：7%

店舗メッセージ

アンドロコヘーア・ド・ラーゴ

[illegible]

エラルド エスカラ

[illegible]

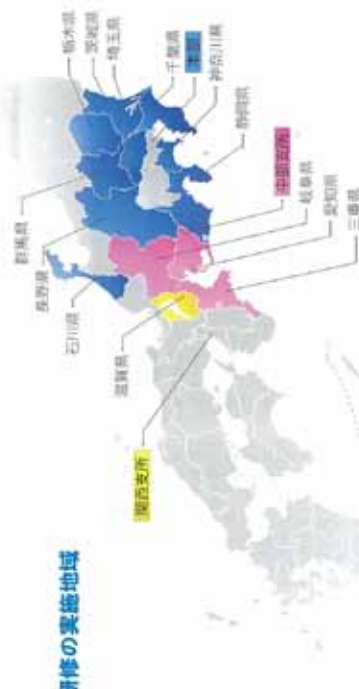
二宮正人氏

[illegible]

アルベルト松本氏

[illegible]

研修の実施地域



お話しを伺ってます。



一般財団法人 日本国際協力センター
〒163-0716 東京都港区西新保二丁目7番1号
<http://www.jic.or.jp>



Organizado por:
<http://sv2.jice.org>



日系人就労準備研修とは？

厚生労働省が平成21年度に緊急雇用対策の一環として創設した事業です。
主に日系人が集住する地域において、日本語能力の向上、日本の労働法令・雇用慣行・労働・社会保険制度等に関する知識の習得に係る講義・実習を内容とした研修を提供しています。

目的

本研修は、日本で仕事を探している日系人の方が、日本語能力を身に付けて、安定した仕事に就くことを目的としています。安定就労への意欲が高い方に就労に必要な知識やスキルを習得して頂き、円滑な雇用関係の促進と安定雇用の促進を図ります。

研修内容

受講者の選定の日本語能力に合わせ、日本語教育、職業でのコミュニケーション、職業習得の円滑化、就職活動、日本の労働法令、雇用慣行等の基本的知識の理解、職業実地見学・体験等のカリキュラムを用意しております。日本語研修、就労講座、職業実地見学・体験等の研修項目を組み合わせるカリキュラムにより、日本で働くために必要な日本語能力とその知識をより体系的に習得できる内容となっております。

具体的な内容

就労に必要な日本語（日本人間の会話、職業での会話、就労の場面での会話）/ 日本語能力試験（JLND）レベルの検定・検定・文法・読解・聴解/ 日本での労働環境、法律の概要/ ビジネスマナー（キャリアアップ・トレーニング）による、自分に合った仕事の探し方/ 職業実地/ 介護職での必要な就労や就労準備 例コースにより異なります。

安定した就労



JICEとは？

一般財団法人日本国際協力センター（JICE）は1977年の設立以来、開発途上国の人づくり協力を通して国際協力に貢献してきました。人材育成について、国内外の海外の協力現場において多様な経験、ノウハウを身に付け、蓄積してきたことから、JICEはこれに対応したコーディネーターや日本派遣員などの専門スタッフが、技術研修、国際交流、日本派遣員など、それぞれの分野の現場で活躍しています。

対象者

「プラザ・ペルー」などの日系企業に就労し、かつ在留資格が「日本人の配偶者等」、「永住者」、「定住者」である方。安定就労への意欲が高い方、日本語能力が、日本語の能力や日本で働く上での知識やスキルに不足があり安定して働くことが難しい方、 海外派遣経験が乏しい方はご応募ください。

受講料

無料 ※受講料は自己負担

申込方法

公共職業安定所（ハローワーク）に申込書を出し、

期間

1か月～3か月のコースにより異なります。

研修時間

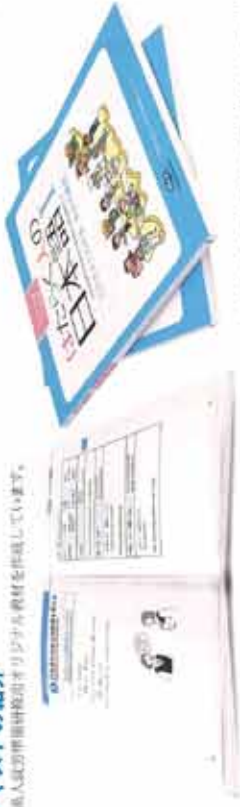
1週間、午後、朝日（午前・午後）、夜間が設定されています。 例コースにより異なります。

研修終了後

開講を待たない、終了後研修を続けます。

テキストの紹介

日本人就労準備研修用オリジナル教材を作成しています。



各レベルに合わせて教材を事前に配布いたします。

受講者の声

永住者 在住 プラザ・ペルー 女性
受講期間：約1ヶ月間の専攻コース
3年間の来日時は水曜でしたが、なんらかの理由で休みの日は休むことができず、当初は苦しいと感じていました。当初はお金を貯めたからプラザに帰るつもりでしたが、そこから日本が好きになり、定期的に帰る仕事を希望するためにJICEの日本語研修を受け始めました。研修は、面接対策やビジネスマナーを身に付けることができ、職場体験を通じて自分の進路を具体的にイメージすることができました。研修終了後は旅行代理店に就職することができ、今では日本人のお客様相手でも無理なく接客対応が出来るようになりました。

永住者 在住 プラザ・ペルー 男性
受講期間：約1ヶ月間の専攻コース
3年間の来日時は水曜でしたが、なんらかの理由で休みの日は休むことができず、当初は苦しいと感じていました。当初はお金を貯めたからプラザに帰るつもりでしたが、そこから日本が好きになり、定期的に帰る仕事を希望するためにJICEの日本語研修を受け始めました。研修は、面接対策やビジネスマナーを身に付けることができ、職場体験を通じて自分の進路を具体的にイメージすることができました。研修終了後は旅行代理店に就職することができ、今では日本人のお客様相手でも無理なく接客対応が出来るようになりました。

永住者 在住 プラザ・ペルー 女性
受講期間：約1ヶ月間の専攻コース
3年間の来日時は水曜でしたが、なんらかの理由で休みの日は休むことができず、当初は苦しいと感じていました。当初はお金を貯めたからプラザに帰るつもりでしたが、そこから日本が好きになり、定期的に帰る仕事を希望するためにJICEの日本語研修を受け始めました。研修は、面接対策やビジネスマナーを身に付けることができ、職場体験を通じて自分の進路を具体的にイメージすることができました。研修終了後は旅行代理店に就職することができ、今では日本人のお客様相手でも無理なく接客対応が出来るようになりました。

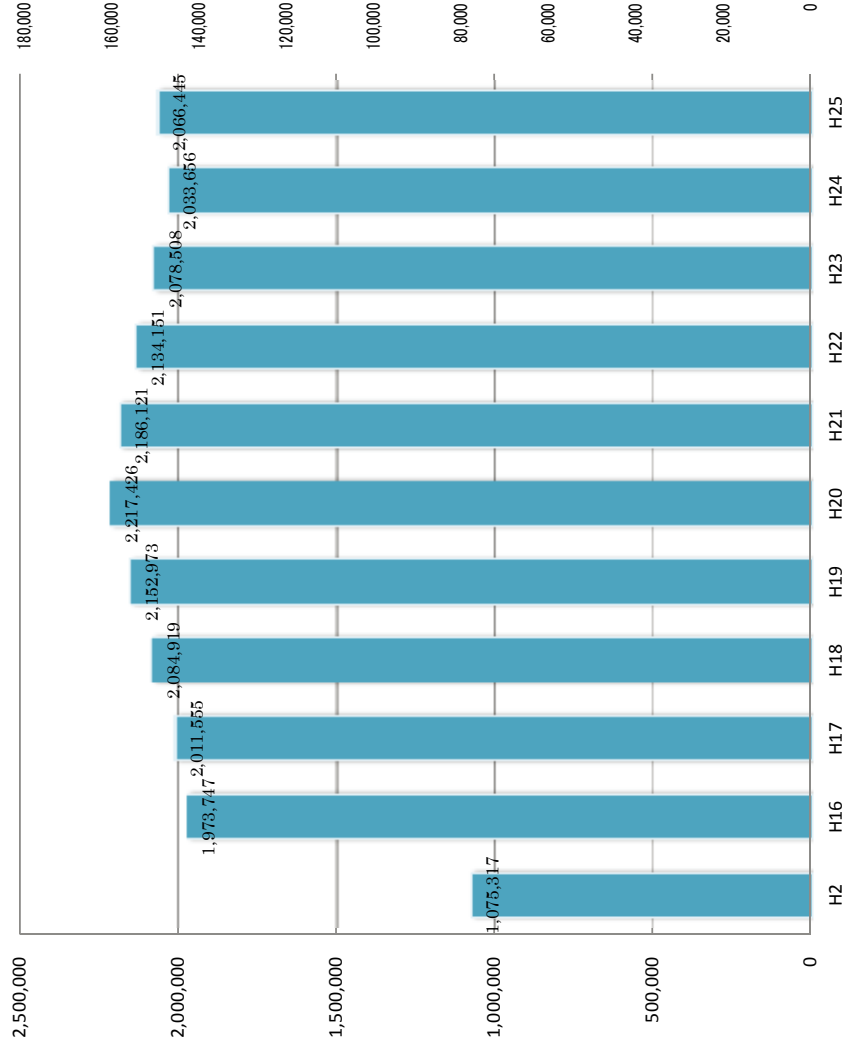
文化庁における日本語教育施策

平成26年11月10日(月)
文化庁文化部国語課

国内の日本語学習者数等の推移

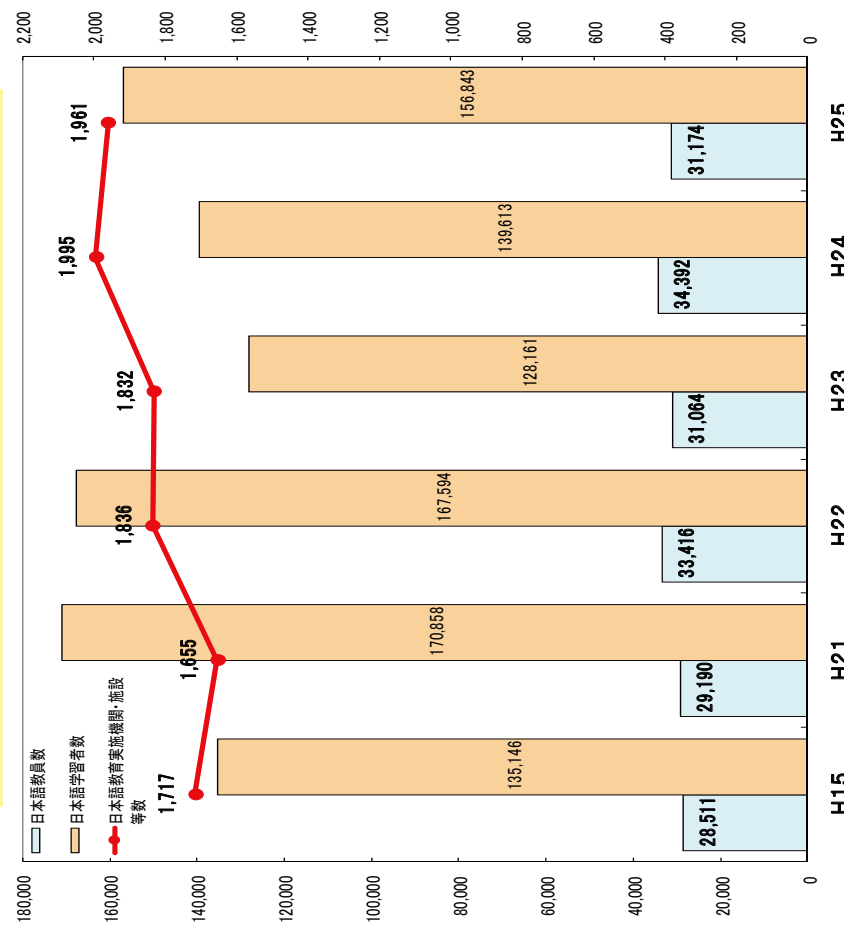
○平成25年末現在で、在留外国人人数は約207万人となり、我が国人口の約1.6%を占める。
○国内の日本語学習者数は、長期的には増加傾向にあり、平成25年には、平成2年と比較して倍増の約16万人。
平成23年は東日本大震災の影響等により約4万人減少したものの、その後回復の兆しを見せている。

在留外国人人数の推移



※H23までは外国人登録者数、H24以降は在留外国人人数。
いずれも法務省調べ（各年末現在）

国内の日本語学習者数等の推移

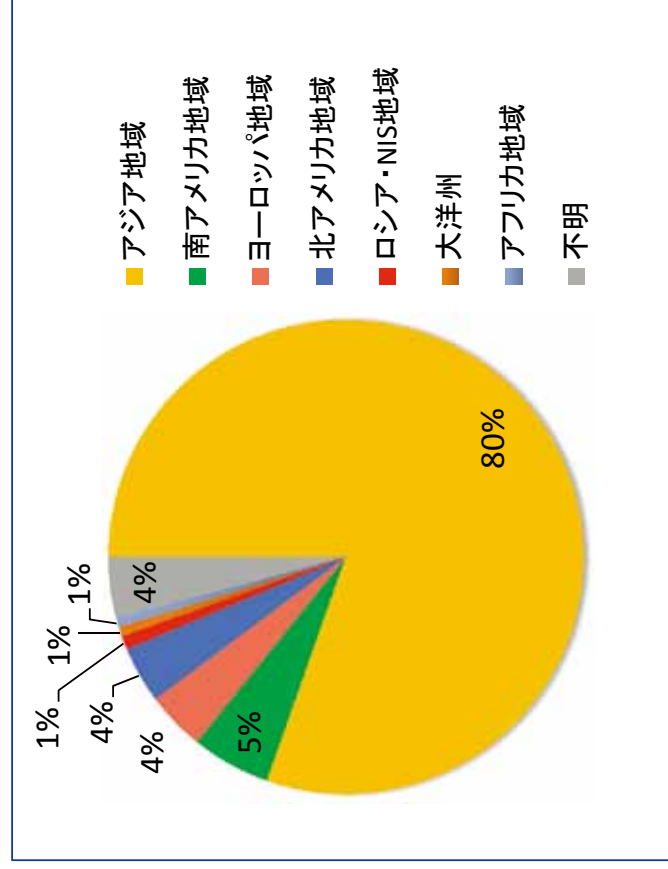


※文化庁調べ（各年11月1日現在）

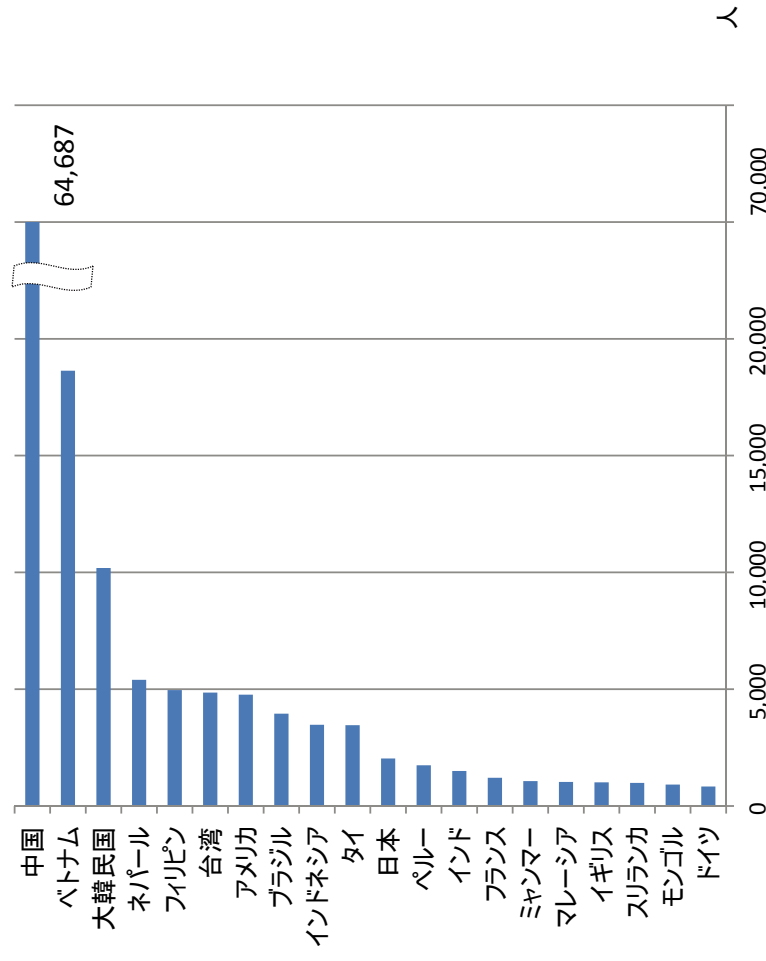
外国人に対する日本語教育の推進－国内における日本語学習者について－

- 国内の日本語学習者数16万人のうち、8割をアジア地域の出身者が占める。
- 国・地域別では、中華人民共和国が6万5千人と最も多く、ベトナム、大韓民国、ネパールと続く。

出身地域別の日本語学習者数



国・地域別の日本語学習者数 (上位20か国・地域)



※出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」 平成25年11月1日現在

外国人に対する日本語教育の推進

(平成26年度予算額 212百万円)
平成27年度要求額 293百万円

審議会における検討

○文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における検討

「生活者としての外国人」に対する日本語教育について、①「標準的なカリキュラム案」(平成22年5月)、②「活用のためのガイドブック」(平成23年1月)、③「教材例集」、④「日本語能力評価」(平成24年1月)及び⑤「日本語指導力評価」(平成25年2月)を取りまとめ。[平成25年度以降、周知・活用を図る。]

また、日本語教育小委員会の下に設置した課題整理に関するワーキンググループにおいて、⑥「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(報告)」(平成25年2月)、日本語教育小委員会において⑦「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について(報告)」(平成26年1月)を取りまとめ。

具体的な事業の実施

「生活者としての外国人」のための
日本語教育事業(26年度予算額 155百万円)
27年度要求額 234百万円

○地域日本語教育実践プログラム

・「標準的なカリキュラム案」等の活用による取組

「標準的なカリキュラム案」等に準拠し、地域の実情に応じた日本語教育の実施、人材の養成及び教材の作成を支援

・地域資源の活用・連携による総合的取組

地域の文化活動・市民活動等に外国人の参加を促しつつ日本語教育を実施する取組や、日本語教育に関する地域における連携体制を構築・強化する取組等を支援

・日本語教育の広域推進拠点の整備 **新規**

日本語教育環境の地域による取組の偏りを解消するため、複数の自治体や自治体と大学等の連携・協働による取組を支援

○地域日本語教育コーディネーター研修

一定の経験を有し、日本語教育プログラムの編成やその実施に必要な連携・調整に携わっている者等を対象に研修を実施

○日本語学習の重要性等に関する情報発信 **新規**

日本語学習の成果発表の場の提供とともに、在留する外国人が日本語学習に積極的に取り組むよう日本語学習の重要性等について情報を発信

○前年度限りの経費(地域日本語教育の総合的な推進体制の構築に関する実践的調査研究)

条約難民及び第三国定住難民に
対する日本語教育(26年度予算額 40百万円)
27年度要求額 42百万円

条約難民及び第三国定住難民に対する定住支援策として日本語教育を外部に委託して実施。

平成27年度は、新たに定住後の第三国定住難民にとって課題となっている日本語の読み書き能力の維持・向上のため、通信による学習教材及び支援ツールを開発し、定住先の自治体及び支援団体と連携し、運用体制を構築

日本語教育に関する調査及び調査研究

(26年度予算額 8百万円)
27年度要求額 8百万円

○日本語教育に関する実態調査

日本語教育実施機関・施設等に関する実態を把握するための調査を実施

○日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究

日本語教育小委員会での11の論点の検討結果を踏まえた日本語教育を推進する調査研究を実施

日本語教育研究協議会等の開催

(26年度予算額 5百万円)
27年度要求額 5百万円

○日本語教育研究協議会

「標準的なカリキュラム案」等を相互に有効に活用する方法を解説したハンドブックを活用し、全国4か所で協議会を開催

○都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修

地域における日本語教育に係る施策等の企画・立案能力の育成・向上を目的とした研修を実施

省庁連携日本語教育基盤整備事業

(26年度予算額 4百万円)
27年度要求額 4百万円

○日本語教育コンテンツ共有化推進事業

日本語教育に関する教材等のコンテンツを共有し、インターネットを通じて横断的に利用できるシステムである「NEWS」を運用するとともにコンテンツの充実を図る

○日本語教育推進会議

関係府省及び関係機関等による会議の開催を通じて、日本語教育に関する情報の共有化を図る(参加団体) 29団体、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文科省、厚労省、経産省

4

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会 ～今期の検討内容～

○平成24年5月28日に日本語教育小委員会に「課題整理に関するワーキンググループ」を設置。
日本語教育を推進する意義等について再確認するための検討を行い、改めて「基本的な考え方」を整理。
その上で、今後、具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方策を議論していく際の「検討材料」として「11の論点」を整理。

報告書の構成



現在の検討状況

- 日本語教育小委員会において、論点を「検討材料」として調査、ヒアリング等を実施
- 日本語教育小委員会以外にも、様々な機会を生かして、関係機関・団体、都道府県・市区町村等から11の論点に関してデータ、意見を収集し、整理。
- 平成26年1月31日に「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（報告）」を取りまとめ。



今期の検討

- まず、論点7「日本語教育のボランティアについて」、論点8「日本語教育に関する調査研究の実施体制について」検討を開始。

1.

2.

3.

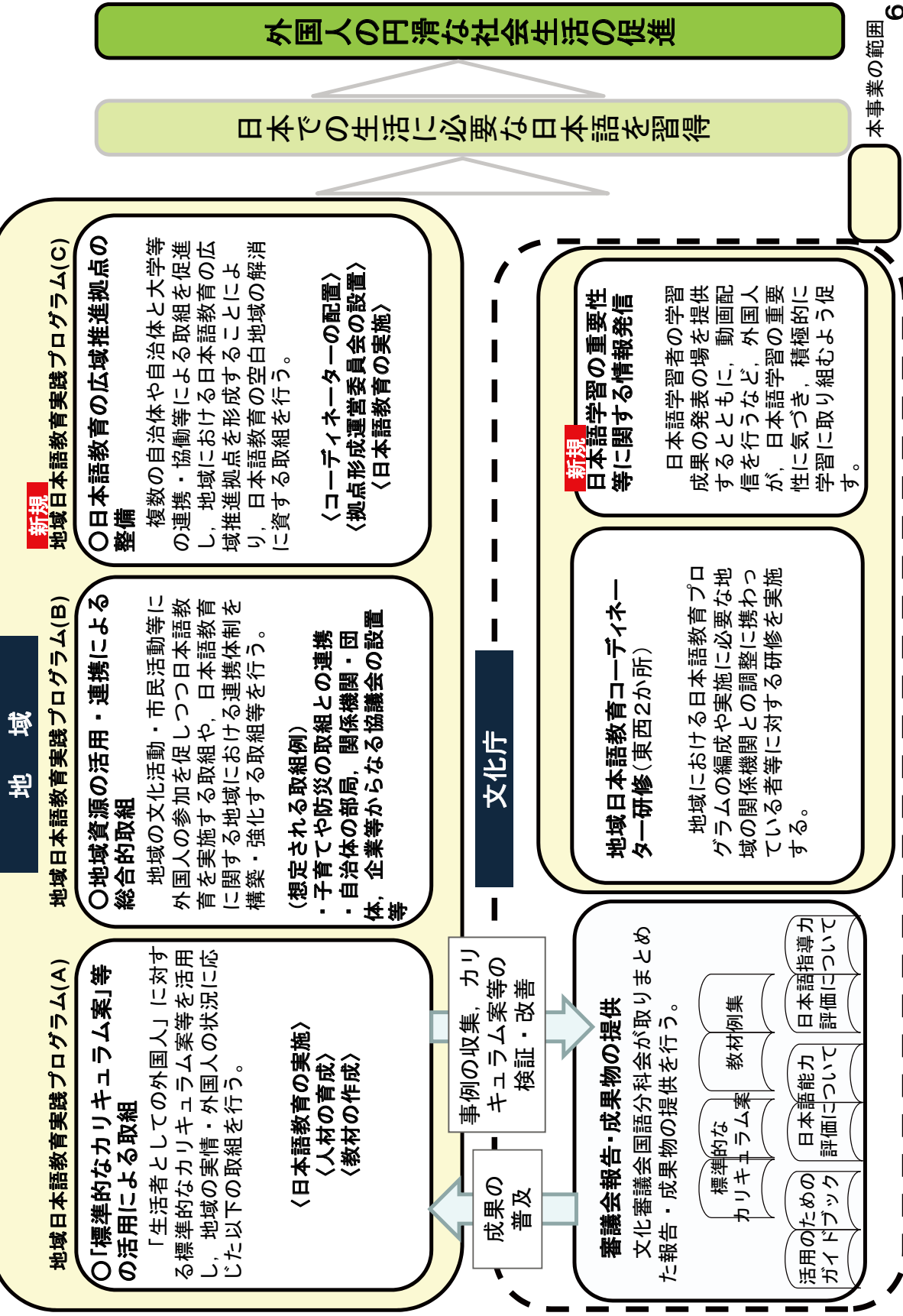
日本語教育を推進する意義 日本語教育に関する国と自治体との役割分担 多様な日本語学習者の学習目的・ニーズへの対応

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

(平成26年度予算額 155百万円)
平成27年度要求額 234百万円

背景・課題

外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにするための施策を講じていく必要



平成26年度「生活者としての外国人」のための日本語教育事業 地域日本語教育実践プログラムの概要

1. 本事業の目的

日本国内に居住している外国人等が日常生活を営む上で必要となる日本語能力等を習得できるよう、各地の優れた取組を支援し、日本語教育の推進を図る。

2. 事業内容

(1) 地域日本語教育実践プログラム(A)

①日本語教育の実施, ②日本語教育を行う人材の養成・研修の実施, ③日本語教育のための学習教材の作成の全てを組み合わせる実施する優れた取組を支援。

実施に当たっては、文化審議会国語分科会で取りまとめた「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について等を活用。

(2) 地域日本語教育実践プログラム(B)

地域の創意に基づき、多様な機関等との連携・協力を図り、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の体制整備を推進する, ①関係機関等の連携・協力を推進する検討体制の整備, ②多様な機関等との連携・協力に基づく日本語教育の実施, ③取組の成果の発信及び住民の日本語教育への理解の促進, ④その他、これらに類するものの中から 複数を組み合わせ(取組のいずれか一つ以上に必ず日本語教育の実施を含む)実施する優れた取組を支援。

3. 支援対象

本事業の対象となるのは、次の(1)から(3)のいずれかの要件を満たす団体。

- (1) 都道府県又は市区町村(それぞれ教育委員会を含む。)
- (2) 法人格を有する団体
- (3) 法人格を有しないが、次の①から④の要件を全て満たしている団体
 - ① 定款又は寄付行為に類する規約等を有すること。
 - ② 団体の意思を決定し、執行し、代表する組織を有すること。
 - ③ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
 - ④ 団体の活動の本拠としての事務所を有すること。

(参考) 平成26年度分採択の際のスケジュール

平成25年12月10日(火) : 公募開始

平成26年1月17日(金) : 公募〆切

平成26年1月~2月 : 審査作業

2月末~3月始め : 採択内定通知の送付

平成26年度地域日本語教育実践プログラム(A)採択団体一覧

NO.	都道府県	市町村	実施機関名	代表者 職名	代表者名
1	北海道	札幌市	SU札幌日本語学校	代表	島 治美
2	千葉県	松戸市	聖徳大学	学長	川並 弘純
3	東京都	品川区	社会福祉法人さとうとじゅういち	代表理事	牧清 忠正
4	東京都	台東区	株式会社インターカルト日本語学校	代表取締役	加藤 早苗
5	東京都	千代田区	九段日本文化研究所・日本語学院株式会社	代表取締役	細野 祐二
6	東京都	港区	株式会社アーク教育システム	代表取締役	堀浦 淳代
7	東京都	港区	公益社団法人国際日本語普及協会	理事長	宮崎 茂子
8	東京都	町田市	特定非営利活動法人日本ベール・共生協会	理事長	ハラシオス ハワロフスキー アルベルト
9	神奈川県	川崎市	社会福祉法人青丘社	理事長	奥重慶
10	神奈川県	横浜市	NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ	理事長	高橋 徹
11	石川県	金沢市	公益財団法人 石川県国際交流協会	理事長	中西 吉明
12	静岡県	浜松市	静岡県ベトナム人協会	会長	山田 明
13	静岡県	浜松市	特定非営利活動法人フイリノナガイサ	理事長	中村 グレイス
14	静岡県	浜松市	特定非営利活動法人日本道教育ボランティア協会	理事長	河合 世津美
15	愛知県	名古屋市中区	株式会社三惠コンサルティング	代表取締役	三上 薫一
16	大阪府	豊中市	特定非営利活動法人国際交流の会とよなか(TIFA)	理事長	葛西 美紗
17	大阪府	大阪市	特定非営利活動法人多文化共生センター大阪	代表理事	田村 太郎
18	大阪府	吹田市	公益財団法人吹田市国際交流協会	理事長	小川 勉
19	兵庫県	神戸市	特定非営利活動法人美用日本語教育推進協会	理事長	高畑 望子
20	岡山県	総社市	総社市	市長	片岡 聡一
21	広島県	東広島市	公益財団法人東広島市教育文化振興事業団	理事長	木村 清
22	徳島県	徳島市	徳島県	知事	飯泉 高門
23	福岡県	福岡市	学校法人中村英学学園	理事長	中村 登
24	佐賀県	小城市	佐賀県日本語学習支援“カステネット”	代表	貞松 明子
25	熊本県	熊本市	熊本県立大学	理事長	五百旗頭 真
26	沖縄県	那覇市	学校法人南星学園 サイ・サイ・カラージュ那覇	理事長	遠山 英一

(計26件)

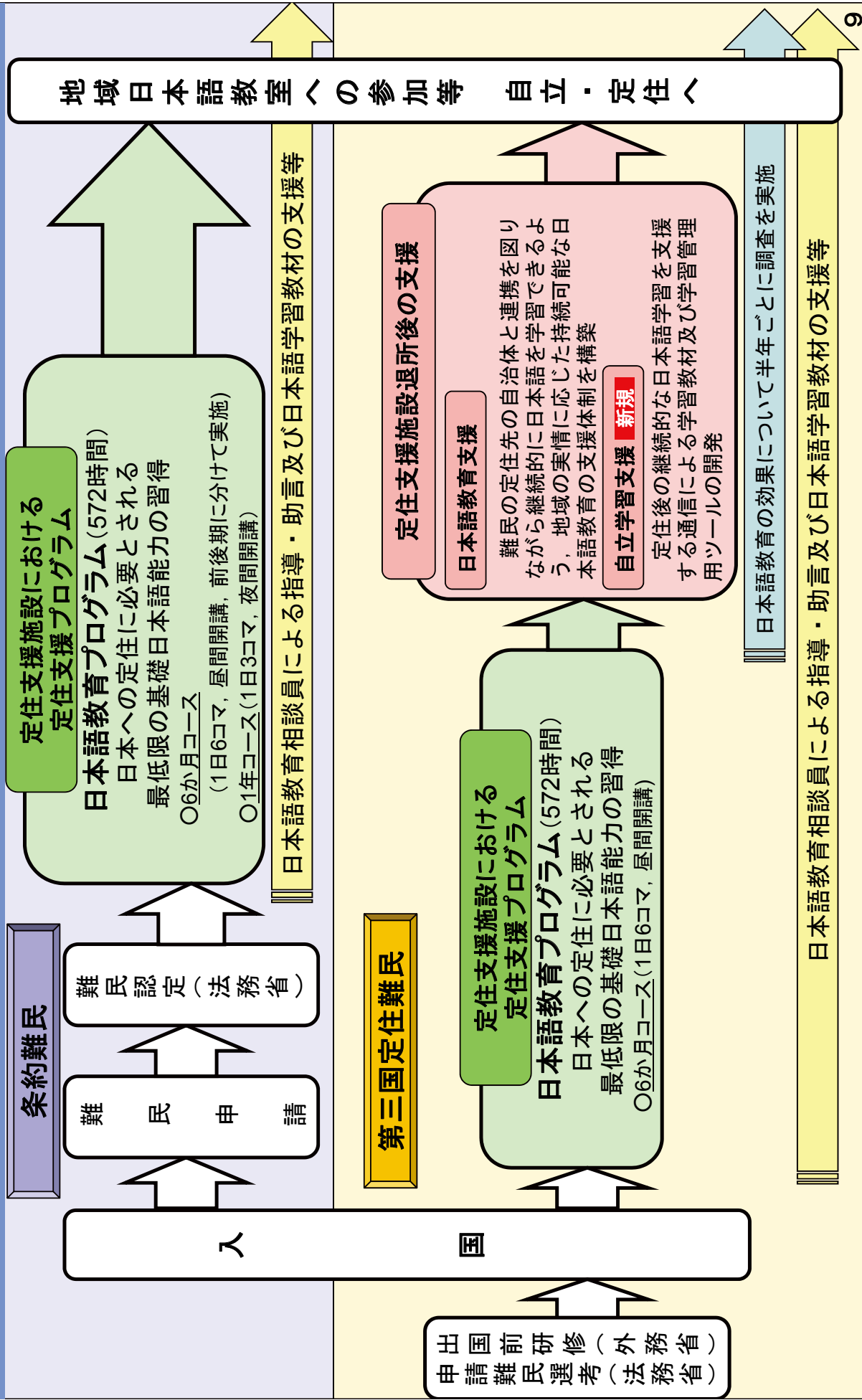
平成26年度地域日本語教育実践プログラム(B)採択団体一覧

NO.	都道府県	市町村	実施機関名	代表者 職名	代表者名
1	北海道	札幌市	公益財団法人札幌国際プラザ	代表理事	中田 博幸
2	宮城県	石巻市	NPO法人国際支援地球村	理事長	梶原 美佳
3	栃木県	小山市	株式会社 きぼう国際外語学院	代表取締役	竹内 靖
4	群馬県	前橋市	国立大学法人 群馬大学	学長	高田 邦昭
5	埼玉県	さいたま市	地球つ子クラブ2000	代表	高柳 なつ枝
6	千葉県	千葉市	公益財団法人千葉市国際交流協会	理事長	石井 俊昭
7	東京都	港区	株式会社アル・レン・ヤ	代表取締役	岩瀬 香奈子
8	東京都	豊島区	学習院大学	学長	福井 憲彦
9	東京都	文京区	特定非営利活動法人 P E A C E	理事長	マリッパ・センブ
10	神奈川県	大和市	特定非営利活動法人 かながわ難民定住協働協会	会長	櫻井 ひろ子
11	神奈川県	川崎市	特定非営利活動法人 教育活動総合サポートセンター	理事長	佐々木 武志
12	神奈川県	横浜市	NPO法人ABCジャパン	理事長	橋本 秀吉
13	石川県	小松市	小松市国際交流協会	会長	綾 美寿恵
14	長野県	長野市	長野県	知事	阿部 守一
15	長野県	駒ヶ根市	駒ヶ根市	市長	杉本 幸治
16	長野県	松本市	松本市	市長	菅谷 昭
17	長野県	飯田市	飯田市	市長	牧野 光朗
18	岐阜県	可児市	NPO法人 可児市国際交流協会	理事長	豊島 正治
19	岐阜県	可児市	可児ミッション	運営委員長	野村 潔
20	静岡県	浜松市	一般社団法人ブリッジハートセンター東海	代表理事	山城 ロベルト
21	静岡県	浜松市	一般社団法人グローバル財サポ-ト浜松	代表理事	堀 永乃
22	静岡県	磐田市	磐田国際交流協会	会長	高塚 勝久
23	静岡県	沼津市	ふじのくに多文化共生ネット	代表	高澤 啓子
24	静岡県	浜松市	公益財団法人浜松国際交流協会	代表理事	宮川 勇
25	静岡県	浜松市	学校法人 ムンド・テ・アグリシア学校	理事長	松本 雅美
26	愛知県	名古屋市中区	一般財団法人 名古屋YWCA	代表理事	永山 善子
27	愛知県	名古屋市中区	公益財団法人 愛知県国際交流協会	会長	神田 真秋
28	愛知県	豊橋市	特定非営利活動法人 フロンティアとはし	理事長	河村 八千子
29	愛知県	名古屋市中区	国立大学法人名古屋大学	総長	濱口 道成
30	愛知県	大山市	特定非営利活動法人 シェイクハブズ	代表理事	松本 里美
31	三重県	津市	公益財団法人三重県国際交流財団	理事長	内田 清正
32	三重県	津市	特定非営利活動法人 日本ポリビア人協会	代表理事	山田 ロナリオ
33	京都府	京丹後市	京丹後市国際交流協会	会長	藤村 基弘
34	京都府	京都市	公益財団法人 京都府国際センター	理事長	尾池 和夫
35	大阪府	大阪市	おおさか顕著・日本語センター	会長	森 実
36	大阪府	豊中市	公益財団法人とよなか国際交流協会	理事長	松本 隆之
37	兵庫県	神戸市	特定非営利活動法人 神戸定住外国人支援センター	理事長	金 宣吉
38	兵庫県	神戸市	公益財団法人神戸YWCA	理事長	平山 芳子
39	広島県	広島市役所	広島市役所	市長	松井 一實
40	広島県	福山市	福山市	市長	羽田 皓
41	沖縄県	那覇市	NPO法人 沖縄国際人材支援センター	理事長	仲田 俊一

(計41件)

* 黄色で記載している部分は、採択団体のうち、外国人集住都市会議の会員都市で実施されているもの

条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育 (平成26年度予算額 40百万円)
平成27年度要求額 42百万円



日本語教育に関する調査及び調査研究

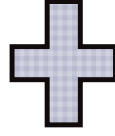
(平成26年度予算額 8百万円)
平成27年度要求額 8百万円

日常生活を送る上で必要な日本語を学習する外国人が増え、学習目的も多様化している状況において、日本語教育機関や日本語学習者の実態を把握するため、日本語教育に関する調査を複数の視点から実施し、我が国における日本語教育関連施策等の立案推進のための基礎資料とする。

○日本語教育に関する実態調査

4百万円(4百万円)

日本語教育実施機関・施設等、日本語教師数、日本語学習者数の実態について、最新の状況を調査する。



○日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究

4百万円(4百万円)

日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究を国立国語研究所や大学等の協力を得て機動的に実施。

(想定される主な課題)

- 地域の日本語教育におけるコーディネーターの養成・研修の実態と研修の必要性について
- 日本語教育に関する世論喚起の方策について
- 人口減少地域における地域日本語教育の対応策について

日本語教育に関する実態調査と日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究の結果を活用し、外国人に対する日本語教育施策を強力に推進

事業の経緯・目的

- 在留外国人は平成25年末の約108万人から平成25年末の約207万人、平成2年に約6万人だった日本語学習者数は、平成25年には約16万人となり、日常生活を送る上で必要な日本語を学習する外国人が増加。
- 文化庁では特に「生活者としての外国人」にとって必要な日本語教育を推進するため、文化審議会国語分科会において
- | | |
|--|-----------|
| ① 「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」 | (平成22年5月) |
| ② 「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案 活用のためのガイドブック」 | (平成23年1月) |
| ③ 「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案 教材例集」 | (平成24年1月) |
| ④ 「「生活者としての外国人」に対する日本語教育における日本語能力評価について」 | (平成24年1月) |
| ⑤ 「「生活者としての外国人」に対する日本語教育における指導力評価について」 | (平成25年2月) |
- を取りまとめ。
- これらを相互に有効に活用する方法を解説したハンドブックを活用し、日本語教育研究協議会(東京及び全国3地域で開催)及び都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修で説明。

日本語教育研究協議会

- 【目的】 カリキュラム案等を活用する能力の向上
及び日本語教育に対する理解の増進
- 【参加者】 日本語教育関係者 等
- 【開催場所】 東京ほか全国3地域
- 【参加者数】 東京は約500名、他の3地域は各約100名
- 【主な内容】
- ・ ハンドブックの解説
 - ・ パネルディスカッション（カリキュラム案等について）
 - ・ カリキュラム案等を活用するための演習

都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修

- 【目的】 日本語教育施策の企画立案能力の向上
- 【参加者】 自治体の日本語教育担当者
- 【開催場所】 東京
- 【参加者数】 約60名
- 【主な内容】 ・日本語教育施策の企画・立案に係る演習
・ハンドブックの解説

省庁連携日本語教育基盤整備事業

(平成26年度予算額 4百万円)
平成27年度要求額 4百万円

背景

- 政府においては、関係府省が、外国人政策の観点からそれぞれの目的に応じて日本語教育に関連する施策を推進。
- 日本語教育に関する具体的な事業は、関係府省の様々な関係機関等が、その目的等に応じ、主として対象者別に実施。
- 全体としての日本語教育施策・事業が必ずしも効果的・効率的に推進されていないという指摘がなされており、日本語教育を総合的に推進していく体制を整備することが必要。

日本語教育を総合的に推進していく体制の基盤を構築するため、関係府省及び関係機関等が情報交換等を行う日本語教育推進会議を開催。加えて、関係機関等が独自に作成している教材等のコンテンツを共有するための、日本語教育コンテンツ共有システムを着実に運用する。

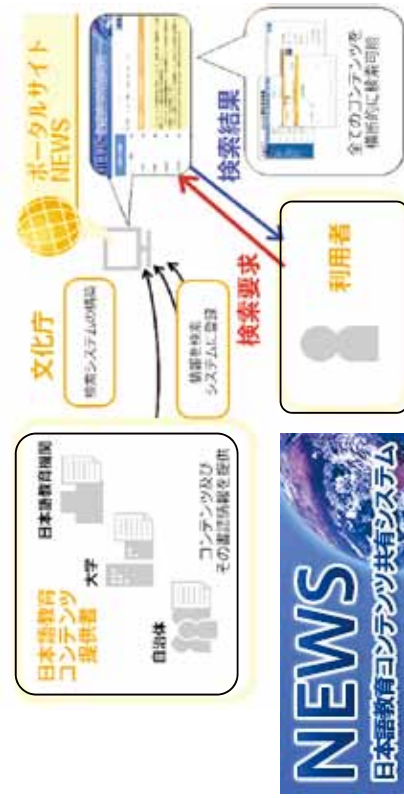


○日本語教育推進会議

- ・関係府省及び関係機関等が集まり、日本語教育に関する具体的な取組の現状・課題を把握するとともに、情報交換等を行う。
【平成24年1月23日(第1回)、平成24年3月12日(第2回)、平成24年9月21日(第3回)、平成25年9月25日(第4回)、平成26年9月24日(第5回)開催】

○日本語教育コンテンツ共有化推進事業

- ・日本語教育に関する各種コンテンツ（教材、論文、報告書、団体・人材情報等）を共有し、①信頼性のある情報を、②確実に、かつ③効率的に探し出し、活用できる仕組みを構築。
(平成25年4月1日運用開始 <http://www.nihongo-ews.jp/>)
- ・日本語教育に関するコンテンツを収集し、更なる充実を図る。



文化庁からのお知らせ

文化庁では、日本語教育に関する様々な取組を行っています。その成果や御案内等を文化庁WEBサイトで公開していますので、是非御覧ください。

・文化庁WEBサイト(日本語教育) http://www.bunka.go.jp/kokugo_kyouiku/index.html

●文化審議会国語分科会日本語教育小委員会

- ・報告書等のダウンロードができます。また、会議は傍聴が可能です。

●「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

- ・過去の事業概要・募集案内などを御覧いただけます。

＜取組の報告＞

- ・各地の取組の報告を掲載しています。また、平成25年度の取組において作成された日本語学習教材（音声・映像教材を含む）も公開しています。

＜地域日本語教育コーディネーター研修＞

- ・一定の経験を有し、日本語教育プログラムの編成やその実施に必要な連携・調整等に携わっている方を対象に「地域日本語教育コーディネーター」に必要な能力について理解を深め、その向上を図ることを目的とした研修を毎年開催しています。各地域の日本語教育実践者を御推薦ください。※本年度の申込みは終了しました。

●都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修

- ・平成26年8月1日に実施。

●日本語教育大会及び日本語教育研究協議会

- ・日本語教育大会を平成26年8月29・30日に東京で実施。
- ・日本語教育研究協議会を平成26年9月19日（福島）、10月4日（熊本）、10月25日（大阪）で実施。

●文化庁広報誌「ぶんかる」

- ・文化庁では各課の取組やイベント情報などのお知らせをWEBサイトで公開しています。
- ・国語課の連載「地域日本語教室からこんにちは！」では、各地で活躍する日本語学習者による日本語・日本文化・地域日本語教室の紹介を掲載しています。

●講演・説明について

- ・文化庁の日本語教育に関連する施策や標準的なカリキュラム案等の使い方などについて講演や説明を希望される場合、下記まで御相談ください。

＜文化庁文化部国語課＞電話：03－5253－4111（内線2644）／メール：nihongo@bunka.go.jp 担当：山下，増田



外国人集住都市会議 東京2014
2014.11.10